

沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会
記録

<第3号>

平成22年第4回沖縄県議会（9月定例会）

平成22年10月12日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会〈第3号〉

開会の日時

年月日 平成22年10月12日 火曜日
開 会 午前10時6分
散 会 午後3時13分

場 所

第6委員会室

議 題

- 1 陳情平成20年第167号及び同第193号
- 2 新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立（沖縄振興計画の総点検報告書について）
- 3 新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立（駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考えについて）
- 4 新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立（新たな沖縄振興の必要性について）
- 5 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員 長	当 銘 勝 雄 君
副委員 長	島 袋 大 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	翁 長 政 俊 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君

委員	仲村未央さん
委員	渡久地修君
委員	糸洲朝則君
委員	奥平一夫君
委員	赤嶺昇君
委員	上里直司君
委員	玉城義和君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

企画部長	川上好久君
企画調整統括監	謝花喜一郎君
企画調整課跡地対策監	古波蔵健君

○当銘勝雄委員長 ただいまから、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会を開会いたします。

陳情平成20年第167号外1件、本委員会付議事件新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立に係る沖縄振興計画の総点検報告書について、駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考えについて、新たな沖縄振興の必要性について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、企画部長の出席を求めています。

まず初めに、陳情平成20年第167号外1件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会、陳情案件につきまして、お手元の資料1 陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、陳情説明資料の目次がございますが、継続の陳情が2件となっております。

なお、陳情平成20年第193号、那覇空港拡張整備計画に関する陳情につきましては、経過・処理方針等に変更はございませんので説明は省略させていただきます。

それでは、1ページをお開きください。

陳情平成20年第167号、第二次返還特措法の制定に関する陳情について、御説明いたします。

本件は付議事件の審査範囲の変更に伴い、今回から沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会において、御審査していただくものであります。

経過・処理方針等の下線で表示した箇所を変更しておりますが、すべて読み上げて御説明いたします。

1 基地使用履歴情報の米軍からの情報提供については、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第6条及び同法施行令に基づき、返還実施計画を定めて原状回復措置を行う際、国が米軍から情報収集を行うこととなっております。

2 土壌汚染調査、埋蔵文化財調査の日本政府による実施と米軍によるその受け入れについては、返還前の早い段階から埋蔵文化財・環境調査等のための基地立ち入りが可能となる制度や、土地引き渡しまでに汚染等に関する現状回復措置を徹底する制度の創設を国に要請しております。

3 返還基地の調査・現状回復期間をカバーするに足る給付金の支給については、土地利用制限に対する補償的な意味合いで、返還から使用収益開始までの期間について給付金を支給する制度の創設を国に要請しております。

なお、2及び3の要請は、県及び跡地関係11市町村長で構成する跡地関係市町村連絡・調整会議において取りまとめた駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考えにより、9月9日と10日に跡地利用に関する新たな法律の制定について、国に要請を行ったものです。

以上、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会陳情案件につきまして、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○当銘勝雄委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 陳情平成20年第167号について質疑をいたします。それぞれの処理方針の中で国に要請するという事なんですが、手ごたえはいかがですか。

○川上好久企画部長 新しい次の法律案を策定するという事で、9月9日と10日に知事及び関係市町村長で沖縄及び北方対策担当大臣、防衛大臣、内閣官房長官、民主党幹事長等々に要請をしましてまいりました。それからまた別途、今後の沖縄振興の枠組みということでこの4項目ございますが、その中の1つとして次の基地跡地に関する新しい法律の制定について、これは沖縄政策協議会に要望して、その際それぞれ担当大臣からコメントがございましたけれども、要請に行った際に前原沖縄及び北方対策担当大臣からは、法律が失効することは承知をしている、何らかの新しい措置が必要だと考えている。そして現行の問題点を踏まえてさらによいものをつくり出す。そういう旨の発言がそれぞれの関係閣僚からございました。

○赤嶺昇委員 前原沖縄及び北方対策担当大臣以外の閣僚からは、どのようなコメントが出ていましたか。

○川上好久企画部長 仙谷内閣官房長官は返還跡地の法制度、これはほかのものもありますが、一括交付金とか基地の負担軽減など財政的な問題もあるが、政府としては誠意をもって協議をしたいと。そして沖縄政策協議会を立ち上げて協議をしていきたいと。それは移設協議会の前日の話だったので、そういうコメントがございました。それから、民主党幹事長からは当然法律の失効については認識をしている、現場の声を聞きながら、できるだけ反映できるようにしたいという話がありました。それから、防衛大臣は同様に法律の期限が来

ることは承知をしている。そして、沖縄政策協議会の中で新しい法律について議論できたらいいのではないかという、それぞれコメントでございました。

○赤嶺昇委員 何点か具体的に聞きたいのですが、1番の処理方針の中で、国が米軍から情報収集を行うこととなっておりますということなんですが、この中で、国が米軍から情報収集を行うということだけで皆さんは納得されているんですか。

○川上好久企画部長 当然、国が米軍からの情報収集を行うことを基本としながらも、県としてはやはり必要な情報については別途、これまでもいろんな形で働きかけをしていますし、今後も必要に応じてそれはやっていかなければいけないものだと思います。

○赤嶺昇委員 これまでに、沖縄の基地が返還された後にいろんな問題が実際生じておりますよね。それで国からの情報収集だけでいいんですかということ指摘しているんです。これまでも、跡地利用について返還された後にいろんな問題が出てきている中で、そういう実績がありながら、この処理方針でいいのかという話をお聞きしたいのです。県がもう少し、米軍から現状を、情報収集を行うだけでは県民は安心できないと思いますよ。

○古波蔵健企画調整課跡地対策監 国は米軍から使用履歴について把握して、そういう形で蓋然性のある箇所について、いろんな調査をしていくということになってございますが、そういう形では、実際には土地の引き渡し後に、また新たな不発弾とか土壌汚染の発見とか、これまでの跡地整理の中で出てきてございます。そういう意味で、今後はさらに調査を徹底して、国があるいは米軍が行うような形の制度を県として求めているところです。

○赤嶺昇委員 県として、これまでの事例も踏まえてどのような調査をしてほしいとか、国に対してどういうことを求めたいのかという具体的なものは、国に伝えてありますか。

○川上好久企画部長 これまでに沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律のもとで、あるいは沖縄振興特別措置法の中にも一部規定がございしますが、その中で進められてきた作業の中で、どうしてもやはり課題というものが浮き彫りになってきております。その基地内立ち入り制限による調

査のおくれというのが1つ大きなものとしてあると思います。そして、返還前の基地内の立ち入りは原則的には許可をされないという状況で、事前調査はなかなか厳しい状況があるということでございます。ただ、例外的にこれまで普天間飛行場の滑走路周辺の埋蔵文化財試掘調査等ございますが、基本的にはそういうものはなかなか認められない。したがってそのことによって調査がおくれる。そしてさらに結果としては跡地の利用に大きな支障を来しているというのがあります。そして現実に返還された後に、先ほど蓋然性の話がありましたが、北谷町桑江地区の例もそうですし、この前の北中城村泡瀬ゴルフ場地区もそうですが、非常に不発弾等がどんどん出てくる、あるいは汚染物質が出てくる、そういう状況があつて、結果的に跡地の利用がおくれる、地主の負担が発生する、さらにはそれを本来利用できるはずなのに利用できないという全体の利益を失う、そういう状況につながっているということ踏まえて、今回は法律の中でそういうことを徹底できるようにということを要請してきたいと。どういう形で書き込んでいくかは、これから整理をしていくわけですが、そういう目的で要望していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 ぜひ、そういうふうにしていただきたいと思います。事前調査は非常に厳しいという答弁だったんですが、事前調査もやはり県として求めていくのかどうかお聞かせください。

○川上好久企画部長 そういう形で求めていきたいと思ひます。

○赤嶺昇委員 処理方針の2番なんですが、現状回復措置を徹底する制度の創設を求めていくということなんですが、この件についても政府と具体的に議論をされましたか。

○川上好久企画部長 これはまさに次の法律の制定に向けて議論を進めていくということで、県としてはこれまでの制度に基づく事業の実施の中で、こういうところが足りないと、こういうことが必要だということを次の新しい法律の中で求めていきたいということです。

○赤嶺昇委員 現状回復措置の徹底というのは、具体的に中身はどのようなことですか。

○川上好久企画部長 跡地の早期の整備を図っていくためには、返還前の早い

時期から埋蔵文化財、それからまた環境調査のための基地立ち入りが可能になるような仕組みが必要なんだろうというのが1つあると思います。それから土地引き渡しまでに、汚染等に関する現状回復措置を徹底して、それから引き渡すということをやらないと、なかなか跡地の利用について期間が短縮できないのではないかと考えております。そういうことを要望していきたいと思います。

○赤嶺昇委員 処理方針の3番、最後なんです、給付金を支給する制度の創設ということなんです、現在どのようになっていますか。

○川上好久企画部長 現在は面積要件による大規模跡地だとか特定跡地等により給付金支給期間が異なるという、地主からするとどこであろうが同じなはずなのに、それが異なるというのはおかしいのではないかと話があると思います。それとまたもう一つは、そういう実際に特定跡地指定における支給実績というのがある、最大4年半ぐらいあるんですが、現実には土地の使用収益開始まで10年以上かかるという実態がある、その部分をやはり返還から使用収益開始まで期間に対して給付をすべきではないかと。この辺は市町村、それから地主会からそういう要望を受けて、そういうことも要望していきたいと思います。それからもう一つは、1の所有者に対して1000万円という上限額があるんですが、そういうものがある意味おかしいのではないかと話もございまして。そういうことも含めて、給付金制度の見直しというものを要望していきたいと思います。

○当銘勝雄委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員から米軍基地関係特別委員会から付託がえされた陳情平成20年第167号の審査方法について確認がされた。)

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 私は簡潔にお尋ねしますが、休憩中に確かめたんですが、2カ年間米軍基地関係特別委員会でこの問題の議論を皆さんやってきて、米軍基地関係特別委員会のメンバーでもやってきているんですが、そこで主に問題・指摘になったもの、そして何が大きな問題になったのか、その辺を簡潔に説明

してもらえますか。

○川上好久企画部長 米軍基地関係特別委員会には私が出席しているわけではなくて、詳細なところは把握していませんが、これまでの経過処理方針の中で、例えば返還跡地の調査、原状回復措置、今も赤嶺委員から質疑のあったもの等については、やはりこれについての必要性というものの議論が出て、県としては6月定例会までには、やはり沖縄振興計画等総点検報告書及び沖縄21世紀ビジョンの考え方を踏まえて対応を考えていくという整理をしてきたわけです。そういうものを踏まえた形で、今回関係市町村、そして沖縄県軍用地等地主会連合会の皆様方の御意見も聞きながら、次の法律失効後の新しい法制度の要求として、そのことを入れ込んでいく。そして実際にまた要請活動を始めてきたという流れになっております。

○渡久地修委員 中身に関しては、これが出ているのでこれが出るときにやりたいんですが、この陳情で2012年3月31日をもって失効するからと。要するに、第二次返還特別措置法の制定を急ぐ必要があると、については県議会として超党派で必要性の決議をして、国会議員等全員でこれに取り組むべきだということですよね。そしていわゆる第二次返還特別措置法の制定の必要性、そしてこれを急ぐ必要があるという認識では皆さん方も同じ見解でしょうか、どうでしょうか。

○川上好久企画部長 法律は失効しますので、当然それに向けて次の法律のあり方も検討しなければいけない。その作業を今やっている最中でございます。

○渡久地修委員 その必要性があるという段階で、もうあと少しで切れますよね。時期的な問題で急ぐ必要があるとここには書いてあるんですが、これは決議、意見書を上げるかどうかはこれからここで議論をするんですが、余りのんびりはしてられないよね。そういう意味では皆さん方の急ぐというのはどれぐらい急ぐということですか。

○川上好久企画部長 当然、法律の失効というものに間に合わせて法制度を整備できるように準備をしていくということです。そして、今回県内の考え方というものを関係市町村含めて集約しましたので、そのことを国の関係省庁にこれから働きかけていく、事前に関係の大臣には要請をして、さらに沖縄政策協議会の中でもそれを県としての次の沖縄振興策の1つとして提起をするという

ことを申し上げて、その段階まで来たということです。

○渡久地修委員 では、県のこれでいこうというようなものが固まるのは、いつごろになりますか。

○川上好久企画部長 大枠については、これまでの課題を洗い出して、こういうことはやってほしいという関係市町村等に意見を聞いて、大体枠をつくって説明をしております。これはまた国との調整の中で、いろんな動きがあろうかと思えますけれども、それを踏まえて形で最終的には形が決定されていくと思います。少なくとも再来年1月の通常国会には上げていくような日程で、法案が提案できるようなスケジュールを逆算しながら国と調整していくことになろうかと思えます。

○渡久地修委員 県議会としても意見書を上げていくという、それは必ず皆さん方、県当局と時期は一致するしないというのはあるかもしれないけれども、県当局の基本的な考え方というのを打ち出すというのは、結構大きな判断材料にもなると思うんです。そういう意味では、早目にやってもらわないと県議会で意見書、決議なりを上げる場合に、ことしの12月なのか来年の2月ころなのかと非常にタイミングというのが必要になってくると思うんです。ですから、県議会としては遅くても12月、来年の2月定例会あたりにはやったほうがいいと、私は個人的には思うんですが、その辺までには大枠はできますか。

○川上好久企画部長 今、渡久地委員が言われる大枠というのは、どのレベルのことをイメージされているかあれですが、基本的な考え方というのは1つの大枠だと我々は理解をしております。そして、個別の条文に移していくときに技術的ないろいろな課題、それからまた国との調整の中でいろいろ出てくるかもしれませんが、県としての大枠はこうだと思っております。それについて、県議会でどういう対処をされるかというのはもちろん県議会の御判断なので、それを待つしかないわけですが、できる限り関係市町村、それから地主の方々の意見も踏まえた形でつくっておりますので、そういう形で県議会としてもぜひ御議論、御意見をいただければと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 これは、例えば手順として今は沖縄県側からそういう要望をするわけですが、国の対応として沖縄政策協議会の中でそういう、詰めてやろうとしますよね。そうするとその法律が切れる、いつごろまでにどういうことをしてというものは、ある程度わからないといけないのではないかと、これがわかるのはいつごろですか。

○川上好久企画部長 平成23年の3月を1つのめどとして、国と調整をして案を固めたいと思っております。それから、法案の準備をする期間というものもありますので、その辺までにできれば作業的には国もスムーズにいくのかと考えております。

○照屋守之委員 そのときの国の対応ですが、例えばこれは沖縄県側が今は要望をするわけですよね。そうすると国は、ほかの都道府県にもそういう米軍基地関係があるでしょう。彼らはそういうものの返還も含めた形で、こういうものをとらえていくということになるんですか。これは特別に沖縄県だけということですか、ほかの都道府県の米軍基地の返還とか、そういうものについてはどうなんですか。

○川上好久企画部長 全国のものに波及する部分が全くないとは言えないんですが、沖縄の米軍基地跡地は非常に特有な形、まずその育成の過程もそうですが大規模であるということと、民有地が非常に多いということがあって、そのことはやはり特に沖縄県としての考え方を示して国に理解を求めていく、これが必要な理由になろうかと思えます。

○照屋守之委員 そのときに、例えば国の予算的なものとか、そういうものもある程度概算として、いろいろ検討することになっていくんですか。どうなんですか、こういう法律をつくることによって、それに係るいろんな予算の措置とか、そういうものはどうなるんですか。

○川上好久企画部長 これは、当然連動していく部分がないとは言えないと思います。法律をつくったら、ではすぐそれに係る大規模跡地が次年度出てくるかという、必ずしもそうではないわけなんですけど、ひょっとしたらそれにかかわるような、それ以外のものにかかわるような予算措置がないとも言えない、そういう意味では8月末に毎年概算要求もあるわけでありまして、そこらあたりまで考え方というものは整理されておかなければいけないと思います。

○照屋守之委員 それと、今のアメリカ政府と日本政府とのそういう米軍基地の返還、普天間飛行場の移設問題も含めて、なかなか我々からしても先が見えにくい状況、この返還がどうなっていくのかという一抹の不安があるわけです。ですから、こういう現状とそういう法律が切れる、また今後のそういう法整備の必要性と今我々は求めているという、この現実と米軍基地の返還とかというものと、こういう新たな法整備という関係では国はどうか、あれはあれ、これはこれ、再編というかそういうものを進めていくという前提で、こういう法律の問題もとらえていくんですか。

○川上好久企画部長 現状は、沖縄本島中南部地域の大規模返還があるという前提で我々は作業を進めておりますし、国もそういう受けとめ方で今作業にのってくるだろうと思います。そして今、政治的なアメリカ、我が国をめぐる沖縄もそうですが、米軍基地をめぐる状況というのはいろんな動きあるかもしれませんが、しかしながら今後の沖縄振興という視点から考えても、過密な沖縄本島中南部地域にこれだけのポテンシャルのある跡地をどうするかというものは非常に大きな問題でありますので、県としてはこれは粛々と対応していくべきものだと考えております。

○照屋守之委員 それと今、沖縄にこれだけの米軍基地があるわけですから、例えばこういう法律というのは時限立法的なものではなくて、やはり米軍基地がある限りはこういうものを恒久的に、時限を決めないで続けて、恒久的な法律にしていくとか、そういう要求も必要だと思うんですが。10年後またそういう仕組みも考えないといけないとかということになるのか、10年たっても結局沖縄の米軍基地はなくなるわけではないわけでしょう、今のような動きからすると。その辺はどう考えていますか。

○川上好久企画部長 今回の駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考えの中には、法律の形としてまず沖縄振興特別措置法と沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の2つに分けているものを一本化するという考え方と、米軍基地跡地利用促進のための新たな制度を盛り込んだ特別立法にしてほしいというのが1点です。あともう一つは、今照屋委員が言われるように、では10年間あるいは5年間という時限立法だったときに、ではそれがすべて終わるかということそうはなかなか考えにくい話がありまして、県としてはすべての米軍基地跡地の整備が終了するまでは恒久法としてほ

しいという要望を、この基本的な考えの中には整理をして書き込んでおります。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 1点目の基地使用履歴情報の米軍からの情報提供ですが、これは沖縄の米軍基地については基地使用履歴、どういう使用目的でどういう形状変更が加えられて、そこにどういった駐留があったり目的に供されたというような情報のストックというのは、各米軍施設ごとにあるんですか。

○古波蔵健企画調整課跡地対策監 米軍の基地使用履歴に関して跡地ごとというのは、県ではまだ見てございません。

○仲村未央委員 これまでの米軍基地跡地利用にかかわった中で、米軍はそういった情報を既に蓄積して、ストックとして持っているということを、事実確認というのはなされていますか。

○古波蔵健企画調整課跡地対策監 基地使用履歴の確認というのは、過去にやってはございません。

○仲村未央委員 というのは、皆さんの処理方針を見ると国が米軍から情報収集を行うとなっているわけですね。これが既に米軍が持っている情報のストックを開示をさせるという趣旨なのか、今から言ってこれはどういうふうに使っていましたが、何十年どうしていましたかということから始める情報収集を指しているのか、そこはどういう認識で皆さんはこの処理方針を書かれたのでしょうか。

○川上好久企画部長 今回の基地使用履歴情報については、基本的には国が米軍から情報を収集するという事になっておりまして、県ではなかなか実態というものは掌握できないという状況です。それゆえに、今回の新しい法律を制定するに当たっては、今後の基地跡地利用に支障のないような形の方法をやってくれということで、この基本的な考えというのは整理をしております。この中で、特に基地使用履歴情報云々の話はないのですが、先ほど申し上げましたように、事前立ち入りの仕組みだとか、土地の引き渡しまでに現状回復をしっかりとやって基地跡地の利用に支障のないような形にしてくれということ

要望していきたいと思っております。

○仲村未央委員 今回の陳情者の桜井先生やそういった多くの環境の専門家が指摘するには、米軍の本国において跡地利用をしようというときには、これまでどういうふうに土地が利用されて、どういう形状変更があって、そこにどういことが蓄積されてきたかという基本的な情報がきちんとあるから、その後の跡地利用が非常にスムーズにできると言っているわけですね。そういうことから今回の陳情も使用履歴のことについて触れていると思うんです。ですので、沖縄の米軍基地のそういった情報を米軍がちゃんと持っているのかという、まずその確認とか、持っているのであればそれを開示させていくということは、やはり法律の改定とか制定を待たずしても、どんどんそれは日米合同委員会などでも上げながら、要求をしていかないと、今からどうでしたかというやり方では非常に跡地利用に非効率が出るのかと思うし、またそういう指摘もこれまでかなり繰り返されてきていると思うんですが、皆さんはその課題というか疑問というのはいないんですか。

○謝花喜一郎企画調整統括監 今、仲村委員がおっしゃったのは、全くおっしゃったとおりだと思います。そして先ほど川上企画部長からもございましたが、国は返還を決定して引き渡しをするまでに実施計画をつくるわけですが、そのときに法律には返還する区域とか時期までは定められているんです。あとは政令にゆだねられておまして、汚染物質とか不発弾、そういったものは蓋然性があるという場合だけ調査するという仕組みになっております。やはりそういった政令にゆだねられた部分の弱さもあると思っております。まだ構想の段階なんですけど、今回我々県が新しく求めるものについては、実施計画を定めるに当たっては汚染物質とか水質汚濁防止法などに基づくものについても必ず入れ込むようにする。なければならないでいいんですが、これまでの経験から見ますとほとんど蓋然性が高いものですから、それをきっちり法律に入れ込んで調査をするようにと。そういう意味で、前提としてはやはり国としても米軍に対して開示を求めるという仕組みが出てくると思っておりますので、我々が今回求めるものは、そういった中身にしたいと思っております。

○仲村未央委員 米軍基地の運用というのは、基地内の環境白書みたいなものの運用は国内も国外も含めて同じものを利用しているということもわかってきているので、きっとあるはずだと思うわけです。ですので、そこもやはり国に対しての要求の仕方も、それを開示させなさいということアメリカ政府に言

っているかということもポイントに置かないと、やはり補償期間が幾らあっても足りないということでは非常にその後の基地跡地利用に影響があると思いますので、ぜひそこをもう少し、情報収集を深めて要求していただきたいと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 先ほどの答弁を少し確認したいんですが、沖縄振興特別措置法の中に沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律も入れ込んでいくという答弁だったんですか。

○川上好久企画部長 今回の県の考え方は、この間沖縄政策協議会の中でも要望しましたが、1つは新しい沖縄の振興の枠組みとして、沖縄振興特別措置法にかわる新たな振興のための法律、これが1つです。あと沖縄振興一括交付金という財源措置です。そして、もう一つ別の法律として駐留軍用地跡地利用推進法、これは仮称ですが、それを制定してほしいと。そして、現行の沖縄振興特別措置法と沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の2つに規定がございますので、それを一本化して1つの法律として制定をしてほしいと要望しております。

○翁長政俊委員 沖縄振興特別措置法とこれと抱き合わせにして新しい法律をお願いしたいということになると、いわゆる単独で特別措置法でつくっていた、これまでの検証の上に立って、そういう形で出てきたと理解はしますが、この陳情者を含めて運用上明らかとなった問題点についての解決策を盛り込んだという形になっているんですよね。これは皆さん方のこれまでの検証結果ですよ。これは、新しい法律をつくっていく段階で新旧の何がバージョンアップしたのかというのが見えないんですよ、皆さんの処理方針の記述を見ても。強いて探すなら幾つかあるとは思いますが、逆にバージョンが下がっているのではないかと思うのもあって、ここは少し説明を要するだろうと思っているんですが。これの新旧対照表みたいなものもあるんですか。

○川上好久企画部長 先ほど申し上げたのは、沖縄振興に関する沖縄振興特別措置法とは別に、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の拡充版と見えるような新しい基地跡地利用のための法律を一本化してつく

るということが1つです。それから、それをつくる際には現行の沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律、それから平成14年からの沖縄振興特別措置法がつけられたときには想定されなかったことも出てきているわけですね。1つは米軍再編による嘉手納飛行場から南の大規模基地の返還問題がクローズアップした。また一方、現行法律の中で跡地の整備をし始めたところがあったわけです。これが北谷町の桑江地区とか。それから給付金の支給の実績も出てまいりました。そういう現実の事業の実態を踏まえながら課題を洗い出して、それを次の法律の中では必要なものをつけ加えて要求をしていくという形になっております。そして、この中身は今翁長委員がお持ちになっていると思うんですが、基本的な考えの検討資料という、資料の中で一番最後に法律条文と関連をして、県が新しい法律に盛り込む新しい制度の施策の提案というものが整理されております。

○翁長政俊委員 この陳情処理の中で資料3の検討資料があるから、この中に具体的に検討結果、足りないものを埋め込んだ法律の条項が載っている、ですからこれを読みなさいということなんですか。

○川上好久企画部長 県が今要望している新たな法制度の中に、なぜそれを要望するに至ったか、そこをかいつままで御説明しておきたいと思えます。

この冊子にもございますが、まず資料4をごらんいただきたいと思えます。

駐留軍用地の跡地利用に関する議論は非常に古いものがございまして、一番上の黒枠にございますが、昭和53年の11月に沖縄県のほうで沖縄県における軍用地の転用及び軍用跡地の利用促進に関する特別措置法の要綱というのを国に要望しております。しかしながら、これは随分長いこと実現をしなくて、それから17年後の平成7年の6月に議員立法で沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律というものが施行されます。そして、平成8年12月にはSACOの最終報告が出てくるわけですが、この動きを踏まえて国も普天間飛行場の移設に係る政府方針だとか、それから普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応、そして9分野106項目に取りまとめている、どういうことを必要なんだという話は整理をされていきます。そしてまた跡地対策準備協議会という、現時点においては消えてしまったんですが、その中で協議をするという仕組みまでができました。ところが、平成14年に沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の失効に伴って沖縄振興特別措置法の中でも幾つか規定が設けられていきます。そして真ん中の点線の枠がございまして、その現行法律の枠の中で実現されている事業

の中で出てきた課題というものが、ここにある1から8までの状況が今出てきているということです。そして、例えば基地内の立入制限が現実にまだあるという話、それから給付金支給における地権者の不利益、その大規模それから特定返還跡地、そうではないところ、そしてまた3年間という期間、そしてまた1000万円という上限の問題とか、そういうのがあります。それから大規模返還跡地の一体的整備が必要とされる状況が出てきた、これは平成14年以降米軍再編の話があって、沖縄本島中南部地域の大規模の基地跡地の話が出てきている、それに対応できないものが出てきているということです。それからあとは御承知のとおり文化財調査だとか不発弾も返還後も頻繁に出てきているという状況で、実際に不発弾確認のための負担というのは地権者が負担しているような話になっているわけです。戦後処理の一環であるにもかかわらず、そういうのはおかしいのではないのかという話が出ています。そしてまた、計画がおくれる中で用地の先行取得というものは輪をかけて事業の実施をおくらせる。そして固有財産の譲渡というのも、なかなか沖縄県の場合は私有地が多いということもあって、活用の仕方も難しいんですが、その実績が少ないという課題もございます。そういう整理をした上で、右側にあるように求められる必要な制度は何かと。1つは返還前に文化財と環境調査を徹底してやるべきではないかという話が1つです。そして今地主の中で不公平だと言われている給付金の取り扱いの話、そしてまた実際に事業を実施をして収益を返すまでの負担をどう考えるかと言ったときに、その期間の問題とかというものが給付金制度の見直しという形で出てまいります。そしてまた、沖縄本島中南部都市圏というものは政令指定都市に匹敵する大都市圏であるわけですが、その中で出てくる巨大な空間、これをいかに今後の沖縄振興に資するような形で整備をしていくか、これだけの広大な基地跡地というのもなかなか例がなく、これはまさに基地の成立の歴史から含めて国の責任としてやるべきだろうということを、国の事業実施主体の設立というものを要望として出しております。さらにこれに伴うさまざまな市町村、地域の事業があるわけですが、これについて行財政上の措置も必要だということを要望しております。それから、この基地跡地には何がしかの国家プロジェクト、この国立公園なりあるいは公共交通機関であり、そういうものが必要ではないかということをお願いの中にしております。そしてまた当然、これだけの基地跡地を整備するに当たっては国、県、市町村の調整機関というものの設置が必要だろうと。これが今回くみ出した現時点での枠組みとなっております。この考え方は、まさにこの間、沖縄21世紀ビジョン、沖縄振興計画等総点検という中で県議会、そして沖縄県振興審議会さまざまな意見を踏まえながら整理をしてきたものと県では考えております。そしてまた、関

係市町村、地主会を含めてこういう形でやってほしいという話がありましたので、そういう意味では、県民が望む方向になるべく整理をして国に提案しているつもりでございます。

○翁長政俊委員 後から聞くことにします。それと、個別のことなんですが、基地の使用履歴情報は請求をして米軍から開示されてくればいいんですが、この情報が出てきた段階で国が受けて国が対応するという事になっているんだけれども、国だけに任せていいのかという問題になると、私はそうでもないだろうと思うんです。県側もこれを分析する機関はないし、そういったところがないと。いわゆるしっかりとした県民目線の対応がおぼつかないのではないかと心配を持っているんですが、これは県の中にも国と同等とまでは言わないけれども、専門家を配置した機関みたいなものをつくろうと考えているんですか。

○川上好久企画部長 現実には、今の段階でそこまでの議論が県内にあるわけではないんですが、翁長委員が言われる御心配はもっともな話で、やはりそれをスムーズな米軍基地跡地利用に持っていくための1つの考え方として、やはり議論というものをしていけないといけないだろうと思います。

○翁長政俊委員 なぜかという、いわゆる土壌汚染やさらには埋蔵文化財等といういろんな米軍基地跡地から出てくる、いわゆる私どもの認識では到底解決できないような事案というのは出てくるだろうと思うんです。ですから、ここにはやはり専門家集団というのが必要ではないのかと。これは国の機関できちんとやってくればいいんだけれども、県としても主体的にこれをやるという姿勢みたいなものがないことには、ある意味では手落ちがあったり抜け落ちたりした部分を指摘して国に再度きちんとかやれというシステムをつくっていくということが大事だろうと思うんです。そういうことですから、県もそういう方向性を持ってこの事案に当たっていかないことには、今言う調査漏れとか、後で供用開始が始まったら、なおさらまた問題が出てきたということが出てくるかもしれないし、そのときに一義的に受けるのは県が受けて国にボールを投げるといふ形になるだろうし、そういうのも含めて、そういう方向性というのは確認できるんですか。

○川上好久企画部長 これは、翁長委員がおっしゃるとおりで話はよくわかります。ただ、基本はこれは国がやるべき話なので、そういうものを国に求めながらも、やはり今後の開発というものにおくれがないように、そしてまた県民

の不利益にならないような形の対応というものを、やはり県としてどうするかというものを、これから考えていきたいと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 陳情処理方針の2番目の返還前の時点での米軍基地内土壌汚染調査、埋蔵文化財調査の日本政府の実施と米軍による受け入れ、これについて見え消しの部分を読ませてもらったんですが、これはどういうことで今削除されているんですか。つまり、返還前の基地内土壌汚染調査の日本政府による実施と米軍による受け入れについては、返還後に汚染物質の調査及び除去等原状回復措置を講ずることになっていきますと処理方針に書かれていて、今見え消しになっているんですけど、これはどういうことで消されているんでしょうか。

○川上好久企画部長 この部分は時点修正と理解をされていいかと思います。現在9月の段階で国にこういう大枠という県の問題を示しておりますので、前回まではまだ動きのない段階で、現状についてこの中で回答を申し上げたということです。今回は、こういう現状の課題というものの整理をしながら、新しい法律の中ではこうしてほしいということを、動きがございまして、そのことを現状の処理方針の中で書いたということです。

○奥平一夫委員 それと、沖縄振興特別措置法の制定後、平成14年から今の期間までにこれが適用された米軍基地返還跡地というのはあるんですか。平成14年から現在までの間に、いわゆる返還前に土壌調査をし、それを浄化をした事業というのは実際あるんでしょうか。

○川上好久企画部長 資料3の3ページにもございますが、平成14年以降何か所か返還されたところがございまして、例えば平成15年にはキャンプ桑江北側地区、それから平成18年には嘉手納弾薬庫地区を含む一部、平成22年7月31日には泡瀬ゴルフ場というところがございまして。しかしながら現実の話としては、キャンプ桑江北側地区では地権者への引き渡し後、汚染物質が発見されて、再度原状回復措置が行われている状況が実態としてございます。それから関係市町村が申請をしているキャンプ瑞慶覧、これは宜野湾市とか北中城村、沖縄市が要望をしているんですが、その跡地利用に係る基地立ち入りについて不許可になっているという実態がございまして、そういう状況を踏まえた形で次の米

軍基地跡地の整備の法律の中ではこういうことがやはりきちんとできるような形で、ぜひやってもらえる仕組みを要望していきたいということでございます。

○奥平一夫委員 今述べられた、地権者に返還される前に土壌の調査をして、土壌の浄化をしてきたと考えていいんですか。私が言っているのは返還後にいろんな汚染が出てきてやっているということではなくて、返還する以前に国の責任あるいは米軍の責任において調査をして、土壌浄化をしたと考えていいんですか。今示した例は。

○古波蔵健企画調整課跡地対策監 現在の沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律では、返還前に返還実施計画というのを国が定めます。その中では蓋然性について調査をして必要な箇所を定めているわけですが、実際の作業は返還後に不発弾の処理ですとか土壌汚染の対策を土地の引き渡しまでに行うという制度になっております。

○奥平一夫委員 そういう制度になっていますではなくて、いわゆる返還が決まってからでも、国や米軍の責任において、受け渡しまでの間にきちんと調査をし、汚染されている地区があればそれを土壌浄化をして引き渡すということになっているのではないですか。

○古波蔵健企画調整課跡地対策監 返還前の原状回復措置、いわゆる土壌汚染の対策というのはやっておりません。

○奥平一夫委員 つまり実効性がなかったと。いわゆる、せっかくこういう取り決めをしたにもかかわらず、それがなかなかうまくできなかったということですか。

○古波蔵健企画調整課跡地対策監 制度の中では、国は返還後に、それから土地を引き渡すまでの間、その間の間に原状回復措置をするということになっております。

○奥平一夫委員 皆さんの処理方針においては、返還前の基地内土壌汚染調査の日本政府による実施と米軍による受け入れについて、返還前に国の責任で返還実施計画を作成し—そうですね、失礼しました、そう書いています。わかりました。

それではもう一点聞きますが、同じ2番目ですが、最後の行、汚染等に関する原状回復措置を徹底する制度の創設を国に要望していますと。この辺、具体的な説明をいただけますか。

○川上好久企画部長 今回、現行の法制度における課題として、今説明をしました基地内立入制限による調査のおくれ、それから返還された後のさまざまな汚染物質の発生とか、そういうものの原状回復措置は徹底されていないということ踏まえて、県の要望の中には返還前の埋蔵文化財、環境調査それから汚染等に関する現状回復措置徹底の制度化をしてほしいということを項目として上げております。

○奥平一夫委員 その徹底という文言が私も気になっているんですが、いわゆる徹底するからには、国内の環境基準の法律を適用していくんですか。それとも米軍の環境基準を適用していくのか。それとも新たに環境浄化基準を設けて、それを返還地主から不満が出ないような徹底した浄化基準をつくってやろうと想定して、今これを徹底するという意味で制度をつくると、要請をすると書いているのですか。

○謝花喜一郎企画調整統括監 先ほどの仲村委員の御質疑にもあったんですが、返還合意されたものは国は引き渡しまでの間に実施計画をつくらないといけない、この実施計画には沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律では返還に係る区域と予定時期、あとはその他政令で定めるものとなっているわけです。この政令の中にどのように書かれているかということ、今、奥平委員御指摘のいわゆる汚染物質などについては、国が調査を行う必要があると認める場合においてというような前置きがあって、蓋然性が高いと国が判断した場合はやりなさいみたいな形になっています。法律から政令におろされて、さらに政令でも必要があると認められる場合と、何段階にもおろされているんですね。こういったこと自体がこの制度の運用上の弱さの原因にもなっているのではないかと我々は考えておまして、したがって我々が今回求める法制度には、こういった政令におろされているものをまず法律まで格上げしてもらって、さらに必要があると認める云々ではなくして必ずやりなさいと。土壤汚染防止法ですとか、水質汚濁防止法、それに起因するものは必ずやるよという義務的規定にやってほしいというような要望を具体的にはしていきたいと思っておりますが、ただ具体的な国との調整はこれからでございます。

○奥平一夫委員 終わりますが、現在まだ米軍・日本政府と沖縄県側が解決できないキャンプコートニーのクレーン射撃の鉛汚染の件を覚えていませんか。キャンプコートニーの鉛汚染、海域のヒジキが鉛汚染を受けているという事件がありましたよね、覚えていませんか。

そういう意味で、県側でやはりまだこういう調査をしてほしいとか、そういう課題についてきちんと受け入れられるようなこともできるような法律の制定なども含めてやっていただきたいと思います。そういう意味で、双方でまだ決着がつかないでたなざらしになっているというような事例が幾つもあると思いますので、こういうことがないように、これからしっかりと法律の制定に向けてもやっていただきたいという希望なんですけど、いかがでしょうか。

○川上好久企画部長 今、奥平委員が言われるのは基地返還跡地という話ではなくて一般的な環境の問題だと認識をしております。これについては、この資料から見るところ県としても立入調査の要望をしているわけですが、この要請については日米合同委員会になるということで、そこに話は持っていかれているという状況にあるようです。環境問題についての対応というのは、基地返還跡地の話だけではなくて、いろいろ多岐にわたると思いますので、その辺は関係部局とも連携をしながら、今後対応については研究していきたいと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

次に、沖縄振興計画の総点検報告書について審査を行います。

なお、沖縄振興計画の総点検報告書につきましては、去る7月7日に開催された委員会において、企画部長の出席を求め、説明を徴しております。

また、沖縄振興計画の総点検報告書に対する本委員会のかかわり方については、去る7月21日に開催された委員会で審査したところであります。

その際、各委員から示された主な意見といたしましては、1 沖縄振興計画の総点検報告書に対する本委員会での審査を行われたものとの立場に立って、成案として同報告書を位置づけるべきであること。

2 沖縄振興計画の総点検報告書を踏まえた新たな計画や法制定に対する提言を可能とするため、同報告書を委員個々で精読後、後日改めて委員会を開催

して十分な審査を行うべきであること。

3 沖縄振興計画の総点検報告書の審査に当たっては、総論・各論的な部分を分けるなど議論の順序や方法を整理した上で、審査を行うべきであること。

4 沖縄振興計画の総点検報告書の審査に当たっては、まず初めに総論として、4次にわたる沖縄振興計画の総括、高率補助制度の効果及び今後のあり方を行うべきであること。

5 新たな沖縄振興に向けた基本的な考え方（仮称）等に、本委員会の意見を反映させるため、委員長が私案としてスケジュール案や枠組み案等を作成し、委員に提示し審査を進めるべきであること。などでありました。

以上の意見等を踏まえ、本日は4次にわたる沖縄振興計画の総括、高率補助制度等の効果及び今後のあり方等いわゆる総論部分を中心に審査を行いたいと存じますので、各委員の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、企画部長の説明は省略することといたします。

これより、沖縄振興計画の総点検報告書について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○当銘勝雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、沖縄振興計画の総点検報告書について質疑を終結いたします。

次に、駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考えについての審査を行います。

なお、駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考えにつきましては、去る9月17日に開催された委員会において、企画部長の出席を求め、説明を徴しておりますので、企画部長の説明は省略し、これより、直ちに駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考えについての質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○当銘勝雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考えについて質疑を終結いたします。

次に、新たな沖縄振興の必要性について審査を行います。

ただいまの議題について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 それでは新たな沖縄振興の必要性について御説明いたします。

資料5をごらんいただきたいと思います。

復帰後40年にわたる沖縄振興は社会資本の充実、そして産業分野では観光、ITなどで成果を上げたものの、県民所得や雇用、離島や跡地利用など今後も取り組むべき課題が残されている。一方、地域主権改革の進展により、地域振興の手法においては、一括交付金や権限移譲による地域の主体的な取り組みが求められていると認識しております。

このような中、沖縄県では、県民が望む将来像を描く基本構想として、本年3月に沖縄21世紀ビジョンを策定しました。

この沖縄21世紀ビジョンを実現するため、沖縄県では、経済的自立や島嶼性の克服に向けて取り組むとともに、日本とアジア諸国との交流に貢献し、我が国のさらなる発展に寄与する地域としての役割を積極的に担っていくべきと考えております。

このため、沖縄において、我が国の発展に資する各種施策の先行実施や、地域独自の政策の実現が可能となるような、沖縄振興特別措置法にかわる、下記内容の新たな沖縄振興の枠組みを構築することが必要であると考えているところであります。

新たな沖縄振興の必要性について御説明いたします。

資料5の1ページをごらんください。

新たな沖縄振興の必要性について、沖縄県としての基本的な考え方について、8月30日に前原前沖縄及び北方対策担当大臣へ、9月9日に沖縄振興審議会、9月10日に沖縄政策協議会へ御説明させていただいております。

その中で、現在の沖縄振興特別措置法にかわる、新たな沖縄振興の枠組みについて、1ページの記に示した4つの項目が必要と申し上げたところです。

前原前大臣からは、沖縄振興に関する国と沖縄県の協議の場の設置や、跡地に関する新たな法律の制定の検討について、取り組みたいとの話がありました。

政府においては、沖縄政策協議会に沖縄振興部会を設けて、新たな沖縄振興

について協議していくとのことになっております。

次に資料の2ページをお開きください。

復帰後40年を経た今、新たな法律の制定を求めるのは、沖縄県が真の自立を果たし、日本と東アジアを結ぶ経済、科学技術、文化、芸能の交流拠点となることを目指すためであります。

新たな沖縄振興が必要な主な理由としては、1 社会資本整備の進展は一定の水準に達したが、経済の自立や離島の振興等のための新たな手法での取り組みが必要なこと。

2 戦後27年間の米軍占領や、以前として続く過重な基地負担、広大な海域に散在する亜熱帯の島嶼地域であることなど、沖縄の地理的、歴史的、文化的、社会的な特殊事情は、日本の他地域とは異なる地域特性として残っていること。

3 広大な海域に散在し、道路網、鉄道網で結束している本土と比べて、全国一律の政策効果が発揮されにくいことから、地域の特性を踏まえた異なる政策・施策が必要なこと。

4 地域主権改革の進展により、これを踏まえた地域振興を進めていく必要があること等があり、沖縄県としましては、人口の増加による活力のある地域として、今後の日本の成長と東アジアとの交流に貢献していきたいという、意志を持っております。

また、日本の新成長戦略に、沖縄県として主体的に参画し、日本の発展の一翼を担っていきたいとの気概を持っております。

次に資料の5ページをお開きください。

新たな沖縄振興の枠組みの概要については、おおむね次のように考えております。

1 の沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律の制定については、アとして沖縄21世紀ビジョン基本計画への支援、イとして協議の場の設置、ウとして一国二制度の地域振興、エとして離島定住支援、オとして交通・物流コストの抜本低減、カとして沖縄振興開発金融公庫の存続を主な項目として求めています。

次に資料の6ページをお開きください。

2 の沖縄振興一括交付金の創設による自由度の高い財源措置については、政府が6月に閣議決定した地域主権戦略大綱において、平成23年度から導入するとされており、沖縄県としましては、予算の総額確保と一括計上方式の継続を前提に、沖縄独自の沖縄振興一括交付金（仮称）を創設することを、去る8月6日に前原前沖縄及び北方対策担当大臣、及び原口前地域主権推進担当大臣へ要請したところです。

沖縄県では社会資本は一定水準まで整備されてはおりますが、まだ、那覇空

港の沖合拡張などの産業基盤の整備は必要です。一方で、沖縄振興予算に関しては公共事業費の削減と連動して半減しております。今後の新たな産業基盤整備のために必要な予算の確保と、産業振興への展開のため、使途の自由度の高い沖縄独自の一括交付金の導入が不可欠と考えております。

次に資料の7ページをお開きください。

3の駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の制定については、沖縄に戦後65年間基地が置かれ続けてきたこと、基地が存在することによる経済的発展の阻害、米軍再編による嘉手納基地より南の大規模な基地返還に対応し、全面的に国の責務による対応のため、駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の制定が必要と考えております。

8ページの4の過重な基地負担軽減に関する抜本的な取り組みについては、今後も沖縄に米軍基地が存在し続けることによる、事件、事故、騒音、環境等の被害や、基地や訓練の負担の軽減については、実効性があり目に見える対応を具体的に示していただきたいと考えております。

以上であります。委員の皆様においては、今後の沖縄振興について、新たな状況も踏まえて御支援、御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

○当銘勝雄委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、新たな沖縄振興の必要性についてに対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 新たな沖縄振興の必要性について質疑をさせていただきます。私は次の新たな沖縄振興を県民にも開かれて議論を進めるべきだろうと思っていますし、その意味でも県議会が果たす役割は大きいだろうと思っています。その意味で1つだけ苦言を呈したいんですが、この資料はきょう10月12日に出されていますよね。実はこれは9月9日に政府の沖縄政策脅威会の前に行われた沖縄振興審議会で説明されているんですよね。この間に県議会があったわけなんです。恐らく今回の県議会でも、新たな沖縄振興計画に関する質疑というのは集中したわけであって、随分と関心が高かったんですね。そしてようやくこの特別委員会に出てきたんですけれども、私はこれを9月9日のその時点で出せとは言いませんけれども、せめて県議会が開かれる前に県議会に提出するなり提示をしていただくなり、県民にこういう形で説明するんだとい

うようなことをぜひやっていただきたいと思います。この間のことについて少し御説明いただけませんか。

○川上好久企画部長 今言われる件につきましては、先の代表質問・一般質問でもかなりの質疑がございまして、その中でるるお答えをしてきたところがあります。県としては、ここにあるまとめた考え方というものについては、基本的には、例えば個別には駐留軍跡地とかというものについては御説明をしてきてまいりましたし、一括交付金もそのとおりでございます。それからまた沖縄振興特別措置法にかわる新しい法律の制定というのは、まさにこの間、沖縄振興計画等総点検、そして沖縄21世紀ビジョンの議論の中で、県議会の中でもさまざまな御意見等を踏まえた形で整理をさせてもらったと思います。ただ、このような形で整理したものをきちんともう少し周知すべきではないかということについては、改めてそういう形で進めてまいりたいと思います。

○上里直司委員 ここまでまとまっているものを、私もこれは沖縄振興審議会のホームページで拝見をしたんです。そして皆さんが答弁したものは、ほとんどこれに書いていたんです。そうであれば、県議会が開会される直前に予算や議案の説明をやっている場があるわけですから、そういう機会にでも出していたければ皆さんの方向性がわかるから、さらに突っ込んだ議論が展開できるのではないかと考えていて、もう少し皆さんのよい取り組みというか、積極果敢に取り組んでいるのも高く評価をしていますので、それを広くわかるようにやっていただきたいと思いますということを、まず冒頭に申し上げたいと思っております。それで、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律の制定という部分に少しフォーカスして質疑をしますが、これは今県でこれにぴったりと当てはまる法律の名前というのはあるんですか。

○川上好久企画部長 まだ、きちんとした名前は県として意見の一致を見たものというのにはございません。ただ、新聞報道等でいろいろ出ましたけれども、沖縄基本法だとか沖縄法とかいろいろございましたが、これはまだまだ庁内で議論された話ではないので、これからまず中身を詰めていくことが重要だと思いますので、それを整理する中で法律の名称についても考えてまいりたいと思います。

○上里直司委員 多分、中身を精査するということにも本来的な問題意識が必要なんだろうとと思っているんです。というのも、1972年に本土復帰をして昭

和47年に策定された法は沖縄振興開発特別措置法なんですよね。それが沖縄振興計画や沖縄振興特別措置法という名前になってきて、国や県もその時代時代に合わせた名称をつけているわけなんです、変えてきたわけなんです。それは中身を詰めてからではなくて、時代がこうであるから名称というのが出てくるはずですから、その辺の基本的なことはやはりもっと詰めるべきだろうと思うんです。その中身を詰める前の問題意識です。そこで、少し飛ぶかもしれませんが、私はずっとこの特別委員会でも沖縄21世紀ビジョンを県が作り策定したと、それをどうやって推進するかというところで今回の県議会の中でも10年を一次とする計画を出すと。そうすると、沖縄振興計画そのものが本当に必要なのかどうかということについて、現時点での皆さんの見解をお聞かせいただけますでしょうか。また、どういう議論が出ているかということについてもお聞かせいただけますでしょうか。

○川上好久企画部長 そこはまずまさしくポイントでございまして、復帰後40年にわたる沖縄振興というのはなぜ行われる必要があったのかと。これは今回一般質問でもございました。沖縄振興開発特別措置法それから現沖縄振興特別措置法でも、どういうふうに書いてあるかですが、沖縄の特殊事情にかんがみてという言葉がございまして。いわゆる歴史的事情、自然的事情、地理的事情、社会的事情と言われていまして、歴史的事情は26年間の米軍施政下にあったこと。そして地理的・自然的な特性と、社会的事情というのは今日なお、そういう基地を過重に抱えているというものを総合的に勘案する中で、沖縄振興計画というものが策定され、それに基づいて沖縄振興が行われるという歴史があるわけです。そうしますと、今日次の10年間を同じような理屈でやっていくべきか否か、これは実は沖縄県振興審議会でもいろいろ議論がございましたけれども、これについては県の整理としては県議会の議論、それから沖縄県振興審議会の意見などを総合しながら、この資料の2ページの2におおむね整理をしたつもりでございまして。ここにありますのは、確かに格差是正という形の社会資本の整備は一定程度終了しつつある、というか一定の格差是正の部分については形としては実現しつつある。しかしながら産業振興・雇用・教育・福祉の分野については、むしろこれまでの社会資本整備に非常に有効に働いた高率補助制度にかわる新しい仕組みが必要ではないかというのがあります。このことを今の沖縄社会も求めているんだろうということでございます。そしてまた2点目に特殊事情といわれる部分については、依然としてこれは日本の他の地域とは異なる地域特性として残っている。確かに26年というのは遠くはなっていくわけですが、依然として地理的あるいは自然的、社会的な事情というものは今

日なお色濃く残っているということです。それから3点目、非常に重要なんですが、第1次から第3次までの沖縄振興開発計画の世界というのは、もっぱらダムをつくり道路をつくり空港をつくり、学校をつくっていく、そして病院をつくっていく。人々の県民の生活にかかわる部分をやはり中心にやってきたという部分があったと思います。そして第3次の沖縄振興開発計画の途中からようやく観光だとか特別自由貿易地域の制度だとか、いわゆる産業振興というものの施策が入り始める。そして、今回の沖縄振興計画は民間主導型の自立的経済の確立というものを標榜して今日まで来ているわけですが、それはまだ道半ばと言わざるを得ないというのが、この間の見解それから沖縄県振興審議会での議論の総括だったと思います。そういうものを、ではなぜそうなのかということを考えてきたときに、沖縄というのはやはり道路網鉄道網で結束している本土とは若干違うのではないかと。例えば、昨年経済対策として1兆2000億円のエコポイントというのが発行されているわけですね。それは何を言っているかということ、テレビを買うとこれがついてくる、自動車を買うとこれがついてくる。ではテレビはどこでつくるのか、自動車はどこでつくるのかといたら、実はこれは全国津々浦々に自動車のパーツ工場があったり、液晶の工場があったりするわけです。そういうものを打てば、全国の製造業の工場がやる気に火をつけ始める。では沖縄はそういうものがあるかということそうではない。これに類する話が実はあるのではないかとというのが、沖縄振興計画等総点検の中での1つの議論でございました。そういう意味では、やはり我々が持っている地理的特性というものを考えてみたときに、全国一律の政策資源というものが沖縄に浸透しない、それゆえに沖縄の地域特性に合わせたような形の産業政策というものが必要ではないかという議論が、ここは1つ大きなポイントになろうかと思えます。それから4点目は海域に散在する島嶼地域である話、そしてあと、やはりこういう沖縄を振興することが国民的な認知を得られるために何が必要かというのは、沖縄が発展することが結局は国民国家に益するという形がないといけないというのがあると思います。では沖縄が貢献できるものは何なのかというのが3ページの5番目と6番目に書いてございますが、1つは全国でほぼ地方では唯一と言っていいほど、人口の増加する活力ある地域です。そして、成長する東アジアに近隣する。そういう意味でやはり我が国と東アジアを結ぶ結節点に沖縄はなり得るといふ県民の意思を示していく必要があるかと思えます。あと6点目は亜熱帯島嶼という沖縄の地域特性、こういうものを生かして、そのノウハウを地域特性が類似するアジア太平洋の島嶼地域に貢献をしていける、国家として貢献をしていける、そういう地域でもあるだろうと。そういうことを、2ページの①から3ページの⑥までの整理を

して、これを説明してきたところでございます。

○上里直司委員 御丁寧に説明していただいたんですが、私が言っているのは多分これは我々もとかく陥りやすいんですが振興計画と法との関係というのが少し混在しているようなお話だったと思うんです。沖縄振興計画は、沖縄振興特別措置法の第1条の目的の中に書かれているもので「沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り」云々なんですね。そして法に基づいて計画がつけられるものなんですが、既に沖縄県はみずから地域政策、地域振興策をつくったわけなんです。そして沖縄21世紀ビジョンの1次計画、2次計画というのは、ポスト沖縄振興計画の計画年限にも当てはまるんです。国の関与が必要ではないと言っているわけではないのです。新たに沖縄振興計画をつくる必要があるのかどうかというのは、皆さんが今進めている沖縄21世紀ビジョンの第1次計画があれば、今までの沖縄振興計画というのは不要になってくるのではないのでしょうかという質疑なんです。そこを簡潔に答えていただけますか。

○川上好久企画部長 これも本会議で質問があって上原副知事がお答えをしたと思います。県は初めてのビジョンをつくる、それに基づく基本計画をつくるということを明確にして、これまで作業をしてきているわけです。そのことは、これまで沖縄振興開発特別措置法の中で県知事が原案を策定して、内閣総理大臣が決定をするというスキームにはなじまない話になるんです。ところが、県としてはやはり地域主権という大きな流れの中で、初めてビジョンをつくって、全国で唯一まだ総合計画を持っていないわけですが、それをつくると。しかしながら、国の関与というものを当然まで必要とされている。そのことは先ほど私が説明した理由であるわけですが、それを法律の中で県が策定をする計画の中に位置づけられる施策について支援をしてもらうような形の仕組みにしてほしいというのが県としての要望です。ただ、これを国計画として位置づけなければ支援ができないという議論ももちろんあるわけですね。そしてまたもう一つは、北海道などは国計画と道計画と2つある、このことは上原副知事が一般質問で答弁をしておりました。その辺の整理はなお残るという話ですが、いずれにしても県は基本計画をつくるという基本的な考え方を持って作業を今進めております。そして、そのことについて法律でもって支援をしていただきたいと。これまでの構図と若干違ってくるかもしれませんが、そういう考え方を持っております。

○上里直司委員 誤解のないように何度も申し上げますが、沖縄振興に関する

国の責任を否定しているわけではなくて、それはもっと後押しすべきだろうとは思っているんです。そして、その振興に関しての新計画は国が決定するという今スキームなんですね。ですから、そこが沖縄独自のものとそれを支援する関係という形になると、当然新たな法の問題にも係るわけです。そこを言いたいわけで、そこは指摘だけしておりますが。そもそも沖縄21世紀ビジョンそのものも新たな法律に盛り込まないといけないぐらいのものになってくるのではないかと思うんです。そこは指摘をしておきますが、それぐらい新たな法律が実は結構かぎを握ってくるのではないかと思っているんです。そこで、本会議でも県知事に質問をしました。今回の沖縄振興の必要性について述べられているとおり、駐留軍用地跡地利用の推進法を策定することによって、沖縄振興特別措置法の中に盛り込まれている条文や、その関係法令というものを1つにするという形で、さらにそれを恒久法でやるとおっしゃっているんです。そして、この間一先日も経済労働委員会で泡盛等の酒税の軽減措置の延長という陳情を採択しましたが、もう40年近くわたっているのに特別措置が必要な状況というのは、ある意味沖縄振興の恒久的な枠組みが必要ではないか。要するに10年のスキームでは足りない部分があるのではないかという議論が出てきてもおかしくないと思うんです。それで、もう多分答えにくいと思うんですが、今恒久法という議論を恐らくされているのではないかと思うんです。その恒久法というのは、沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律の恒久法ということが可能なかどうか。そして県知事が答弁で言っていた恒久法にすれば少し薄くなる部分も出てくるかもしれないという話もされていましたが、県知事がおっしゃっていた薄くなる部分ということ、企画部長は今の議論の中でどういうふうにまとめられていらっしゃるでしょうか。

○川上好久企画部長 恒久法、それから時限立法ということで細かく議論が庁内にあるわけではないんですが、県知事が言われた話の前に一般的な考え方として今申し上げるのであれば、時限立法の場合はその時代時代の状況に合わせて、それがリニューアルされていく、そういう中で課題を取り入れた形で濃密なものができる可能性がある。一方で恒久法となると、やはり柔軟性に欠けてしまうのではないかと。そういうことを申し上げたのかと思います。

○上里直司委員 最後なんですけど、これは全く私の私見なんですけど、私はもう恒久法にすべきだろうと。薄くなるかもしれませんが、今現在のように1府10省庁がかかわって法律や政令や条文などをつくられていますけれども、今、企画部長が言うようなことというのは、逆にそのときに定められたものが、足か

せとなってなかなかそれ以外のものが要求できなくなっているわけなんです。先ほど企画部長がおっしゃった政府の経済対策における中での住宅エコポイントというのは、私も本会議でも取り上げましたけれども、ああいう景気対策とか景気対策に係る交付金などが、沖縄の事情に合わないような形で交付されていたりとか、景気対策が打たれているわけなんです。そういうことについても、一つ一ついちゃもんというのか沖縄の特殊性を主張しないといけないのに、これがあるでしょうと言われてしているわけなんです。ですから、私は確かに時限立法のほうがいい部分もありますから、その部分をやはり議論しながら常に沖縄県が新しい法律ができたときに、または既存の法律を改正するときでも、そういうときに口を出す沖縄条項を一文でも差し込めと、沖縄に合うような形で法律や政令が実施できるような形にしろという、何らかの担保をどこかで入れないと、企画部長が言っている時代時代の変化というのに対応できないのではないかという危惧を持っていて、そこはぜひ時限立法ではなくて航空的に入れるべきだろうと私は考えておりますが、最後にそのことについてだけの見解をお聞かせいただけますか。

○川上好久企画部長 これから法律の中身を整理する中では、そういう議論もまた含めてやっていきたいと思えます。ただ、今回この法律のあらあらの中身の要望の中に、協議の場の設置ということをして1項目入れておまして、沖縄に係る制度・法律については、やはり沖縄県の意見を聞いてもらうような仕組みができないだろうかということも、今上里委員が言われるような意味合いで整理をさせております。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 この目的なんです、私は県民の新しい法律のもとにまた振興をもっと促進してほしいという、これは余り異論はないんですが、本土の側からすると、この目的そのもの自体をもっと明確にしないといけないのではないかと思います。例えば沖縄21世紀ビジョンというのは沖縄県の都合でしょう。そういうことで特殊事情はあるにしても、例えばこれだけやってきましたということがあるでしょう。ですから、例えばここにもう少しこの3番の日本の成長と東アジアとの交流に貢献とか、日本の中で沖縄県がどう果たしているかというのを明確にする必要があるのではないかと思います。ですから私は基地の問題もいろいろと議論があるけど、この日本の安全に沖縄県が貢献し

てきたとか、そういうものも目的の中に入れていいのではないかと思います。どうですか、これはどういう形で表現しているのですか。

○川上好久企画部長 今照屋委員が言われる話は、安全保障にかかわるような、貢献にかかわるような、そういう話になろうかと思います。沖縄振興特別措置法の世界では、これまでそこには触れたことはございません。ただ、現実の問題としてそういう役割になっているという考え方も、やはりこれは論者によっては当然あるわけでございまして、また現実の問題として世界の国々がやはり国家というもので画されている中では、沖縄県は東西1000キロメートル、南北400キロメートル、これは本州の3分の2を占める広大な海域で、東アジアの中では領海・領空を画する地域として存在しているということも意味はあるんだろうと思います。それが、例えば海洋資源だとかさまざまな効果として権益に寄与している部分があるろうかと思います。そのところは、何がしかの意味合いというものは整理をして議論をしてみる必要はあろうかと思います。

○照屋守之委員 ですから、もうここまで来ると30年の沖縄振興開発計画でしょう。そして10年の自立型経済に向けての沖縄振興計画でしょう。そして今後またどうやっていくかということですから、やはり日本を守っているのは沖縄県だぐらいのものがないと、政府に対しても堂々とそういう要求なんてできないと思うわけですね。ですから、こういうのをどうするのか。私は政府サイドもやはりそういう基地の負担とか沖縄県が背負っている、日本を守っているんだというものがあるから、こういうものについても検討するというものは出てくると思いますよ。もしそれがなければ、40年もやったのにもういいのではないですかという、もう既にそういう議論もあるというんだけど、ですから今までは沖縄県は大変だねという思いでやってきた部分を、少し堂々と沖縄県が果たしている、日本の中で沖縄県が果たしている役割みたいなものも明確に打ち出してやる必要があるのではないのかと思うわけです。沖縄科学技術大学院大学も、沖縄振興の1つでとらえてもらっては困るわけですね。世界のナンバーワンの部分を、日本の科学技術もトップ、あるいはこれが世界に貢献するという位置づけですからいいわけでしょう。ですから日本の科学技術に貢献するという位置づけで、我々はこういうものもやりますというものを、もっと明確にする必要があるのではないかと思います。どうですか。

○川上好久企画部長 貢献する地域であるというものの視点は、いろんな面から検討してこれを打ち出していく必要はあろうかと思います。沖縄科学技術大

学院大学もしかりですし、先ほど申し上げましたアジアと日本との交流拠点であったり、またはアジア太平洋の島嶼国の面からの貢献ができる。そして今、基地との関係でいいますと特殊事情という形ですと整理はされてきた部分であろうかと思えます。その辺を総合的に整理をし直して、なぜ今後沖縄振興が必要なのかという議論を整理をしてまいりたいと思えます。

○照屋守之委員 ですから交渉の時は、沖縄県は日本の安全を守っている拠点だという、そういうものでビシッと言わないと。ですからあなた方も考えてくれということをやらないと。そして基地の問題があってそういう課題があるよね。これはもちろん解決しないといけないでしょう。この実態は現実なんですよ。ですから日本人のあなた方も考えないといけないよということ突きつけていいわけですよ。日本は我々が守っているんですよと言い切らないと。

それと同時に一括交付金、これは私まだわからないんだけど、皆さん方はこれをどういうイメージでこういうことを要求しているんですか。国もまだ定まってないですよ。こんなのを根拠もしっかりあなた方は示してこういうのを要求していかないと。これは国だって非常に右往左往しているのではないの、めどづけはどうなんですか。

○川上好久企画部長 これは、むしろ県が求めているというよりは、国—政府の方針として地域主権戦略大綱の中で投資的経費については平成23年度から、その他の経費については平成24年度からという方針を打ち出しているわけです。やはり県として一番恐れているのは、これがオールジャパンの制度になって、配分基準でもって一様にやられたときには、一般的によく使われる基準、これまで地方交付税とかで使われた基準は面積とか人口というものが使われます。それ以外に、日本の夜会で今問題になっているのは高齢化という話で高齢人口とか、そういうものは、沖縄県にとってはなかなか厳しい基準になると。そういう意味では、そういうことにはならないように県としては一括計上されている総額を確保したいということが1つ、もう一つ自由度の高い使い方ができるようにというのは、まさに地域主権戦略大綱でいっている話で、そのことは当然それで県としても要望したいと、そういうことを申し上げているということです。

○照屋守之委員 ですから要求するときに、要するに予算なんていうのは一つ一つの省庁の根拠があって積み上げて、それを沖縄県のトータルの中でやっていますよね。そのときに、これを一括と言ったって、これの根拠があつての予

算ですから、これの根拠がないものをどうするのかと国もまだ迷っているんですよ。ですからそのときに要求する側が、これはあなた方国の方針ですよということで、我々も投げますかという話なんですよ。ですから自分たちがある程度イメージをして、こうしなさい、こういうものにしなさいという案を持っておかないと、国がやりますと言っているから我々もそれを要求しますということでは話にならないのではないのかと思うんです、私は。どうですか。

○川上好久企画部長 今回の話も非常に重要な部分だと思います。そういう制度設計については、今回の予算編成に際して国は示していくというわけですが、この流れを見ながら県として言うべき必要があれば、それは申し上げていきたいと考えております。この間の沖縄振興計画等総点検、そして沖縄21世紀ビジョンの策定の中では、なお今後の沖縄の地域振興に必要な課題というのは山積をしているわけでごさいます、それに必要な資金というものを、どう確保していくかというものを考えてまいりたいと思います。

○当銘勝雄委員長 休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時26分 再開

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 私は簡潔に基本的な点だけお聞きしますが、新たな沖縄振興を求める理由の2の新たな沖縄振興が必要な理由の②について、先ほどの企画部長の答弁で、いわゆる40年もやってきたということで戦後処理の問題とかその辺、もう終わったかのような印象を与えるように受けとめたんですが、ここに依然としての過重な基地負担とかは書いてあるけれども、沖縄戦の問題、私は沖縄戦の問題は絶対避けて通ってはならない問題だと思うんです。戦後65年たっているけれども、65年でいえる問題ではないと思うんです。15万人が亡くなったわけですよ。そして県土が全部焦土と化して、そこで産業基盤が全部破壊されて、例えば農業は当時産業構造では80%だったが、この戦争によって一気に20%まで落ち込んでいくんですよ、破壊されて。そういったものもあ

るし、15万人が命を奪われて今なお一家全滅などで2660筆の所有者不明土地もまだ抱えているわけですよ。そういう意味では、私は65年ではあの戦争の傷跡は全然いえないと思うわけですよ。不発弾も今ぼんぼん出てくるでしょう。ですからあの戦争の戦後処理の仕事というのは、まだまだ道半ばだと思うんです。そういう立場がこれからは抜けているのではないかと思うんです。ここは大きな柱として、これは政府がもう65年たったからいいのではないかなどとどうのこうの言う人がもしいたら、とんでもないと言って沖縄県側が強く主張しなければならない問題だと思うんだけど、この視点がここから全く欠けているのではないかと思うんだけど、その辺どうでしょうか。

○川上好久企画部長 復帰後4回の沖縄振興特別措置法、従来は沖縄振興開発特別措置法だったんですが、この根拠になっているのは4つだということを申し上げました。この歴史的事情、そして今の戦後27年間の米軍占領というのはそのことです。そして過重な基地負担というのは社会的な事情として言われている。そして広大な海域、地理的事情、そして亜熱帯の島嶼地域これは自然的な事情として、この4つの事情を特殊事情として踏まえて、沖縄振興計画を策定をして、それに基づく事業を実施してきたと。そのことはこの2番の中に入れてあります。

○渡久地修委員 皆さんは、この沖縄戦は沖縄の歴史的な事情ということで、これで済みますということですか。

○川上好久企画部長 法律の中に、そういう歴史的事情と打たれているということをお願いしたわけです。

○渡久地修委員 私は、この沖縄戦の問題は歴史的事情ということで、あいまいな表現にしないで、例えば皆さんが出した資料－3 駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度提案の基本的考え検討資料の13ページ、ここにはまた、これも十分か不十分かは別として、ここの①に「沖縄県が最前線基地及び本土決戦の防波堤と位置づけられて、全国で唯一の一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が展開された結果」というのがあるわけですよ。ここではこれを明確にしてはいるんです。ですから、私は沖縄振興の新たなものをやっていく上でも、この沖縄戦の記述というのを単なる歴史だけにとということで一くりにしてはいけない問題だと思うんですが。復帰のときの沖縄振興開発特別措置法の国会での説明も、唯一地上戦を体験した沖縄県民への償いの心とかというのはあるわ

けですよ。その趣旨というのを私は明確にしたほうがいいと思うんです。この歴史的事情とか何とかでくくりにしないで。この歴史的事情とくくりにするとあいまいになってくるので、ここの中に27年間の米軍占領、依然続く過重負担というのは書いてあるけど、この沖縄戦というのはあいまいにしているんです。それはどうでしょうか。

○川上好久企画部長 今、渡久地委員が言われる趣旨は当然この中に含まれている話だと理解をしております。法律の表記は必ずしも細かく書かれてはいたわけではないのですが、連綿として沖縄の特殊事情として認識されている理由の1つであります。そして説明をしていくときに、そういうものを入れるかどうかについては、今の御意見も含めてまた再度整理をさせていただきたいと思っております。

○渡久地修委員 もうこの問題は終わりますけれども、沖縄にとっては沖縄戦というのは65年で傷が癒えるものではないので、絶対に歴史的事情だとかということで単純化しないで、きちんと明確にここは記述すべきで、新たな沖縄振興を求める理由の中の大きな柱は、私はこれだと思うので、これをもう65年たったから、4回もこう言ったのがやられてきたから次のものではどうかということで、私たちが一歩引いたらだめだと思うんです。ですから、私はこの問題を明確にきちんとすべきだということを指摘しておきたいと思っております。

それからもう一つ確認ですが、資料5の5ページの沖縄振興一括交付金というもののなんですが、これは先ほどもありましたがどのような形なのかという点で、今一番私が心配しているのが、この前の民主党の代表選挙で、財源確保のために一括交付金をやって、それによって財源を生み出すとか何とかというのがあったような感じがするんですが、いわゆる地方交付税みたいになって結果的には措置されていますよと言うけれども、結局計算上は措置をされているというけれども総額がどんどん削られていって、先細りするということになってしまっているのではないかという懸念はあっちこっちから指摘されていますよね。その辺との兼ね合いは皆さんどうなんでしょうか。

○川上好久企画部長 一括交付金については、全国知事会等の立場は基本的に、やはりひもつきの補助金から自由度の高い交付金化については賛成をするという立場です。ただその場合にあって、今、渡久地委員が言われるような形で、以前の三位一体の改革のような形での歳出削減の手段にされるのは困るという考え方です。そして県として要望している中で、我々が何よりも強く主張しているのは総額を確保するんだと。そして、自由度の高い使い方ができるという

ことは当然全国知事会と同じようなスタンスでいると。ただ、その総額は必要だということを主張しているわけです。そして全国の、地方六団体においても、今、渡久地委員が懸念されているようなことがない形を要望しております。

○渡久地修委員 ではこの総額を確保するんだと言うんだけど、確保するのはどこですか。県が確保するの、国が確保するの。

○川上好久企画部長 要するに、沖縄振興に必要な金額の総額を確保するという話で、これは予算というのは国の予算であるわけですから、国のどこかで確保しなければいけない。そしてそのことが県全体に使えるような形にしたいということでございます。

○渡久地修委員 ですから、これは確保するのはあくまで国で県は要望するという立場ですよ。県がこれだけ確保しますと決められたら一番いいんだけど、あくまでもこれだけ必要ですよということで要望して、決めるのは国と。ですから地方交付税も総額確保というのは何度も要望を出すんだけど、結果的にはどんどん小さくなって、100%配分はされているけれども、総額が小さくなってから先細りしていくんだと。その辺の問題がここでは一番懸念される場所だと思います。それともう一つ私たちが心配しているのは、この義務教育とか生活保護の問題とか、いわゆる福祉・教育の分野、いわゆる国の責任でやるべき問題がありますよね。そういった問題と皆さんがここで主張している一括交付金との関連というのを教えてください。そこまで含んでいるかどうか。

○川上好久企画部長 今、県が申し上げているのは、内閣府で一括計上されている範囲をまず確保させてほしいということを申し上げております。この中には社会保障関係とか義務教育の国庫負担金は入っておりません。

○渡久地修委員 では当然国の責務でやるべき教育とかそういったものは、国にやってもらおうという立場ですね。

○川上好久企画部長 はい、そのとおりです。

○渡久地修委員 あともっと細くなるんですけど、例えば今内閣府に計上されているものを、ひもつきではなくて、総額計算されてきますよね。そし

て計算した上で例えば学校の建設費もここに入るんですか。道路建設、農業の何とかとかいろいろありますよね。例えば学校だったら今年度5つつくるという計画で計算をして計上する、道路だったら何本つくるというのがもしあったとしますね。そして来たものを県がいやいや学校は3つでいいです、3つつくる。残りの2つの予算を別に回すと、こんな感じになるんですか。

○川上好久企画部長 学校の建設は市町村ですよ。では基本は一括交付金というのはさらに地方におりてきたときにどう配分するかという問題が出るわけです。それはまだ国全体として配分の方針もまだ示されていないわけなんです。それがもし配分についても1つの裁量があるとなれば、それは市町村と十分に話し合っただけで基準を決めないといけません。もし国全体としての方針が示されたら、それにまた従わないといけません。そういうことになろうかと思えます。それでもう一つ、今たまたま学校は市町村が建設するんです。そして県内部の事情をどうするかというのは、それはまさにこれまで以上に事業の優先順位づけ、取捨選択をやはり徹底してやらないといけませんということになろうかと思えます。

○渡久地修委員 今年度、例えば高校だったら高校、市町村とかにこだわらないで教育施設を整理しますよね。これは何校つくるからということで先ほどあったように計算して積み上げて、予算はこれだけもらおうと。道路予算も積み上げる。積み上げるけどおりてきたお金は自分たちでどれを優先するかというふうにする。計算するときは積み上げてきて、使うときは優先順位を決めて、そしてやらないということもあり得るんですか。

○川上好久企画部長 今回、一括交付金の考え方は国はこういうことを言っているんです。概算要求をして積み上げていく中で枠を大体確保して、それをある程度確定した段階でこれを一括交付金として、どんな形になるかわかりませんが、交付してということになっております。そうすると、事業枠というものの1つの考え方は今回つくるのかという印象を持っているわけですが、そうするとでは次年度以降はどうなるのかという問題があるかと思います。まさにそこは、自由度が増すからといって毎年毎年思いついたような形にこれに使ったりあれに使ったり、これは基本的にあり得ない話なので、その地域における事業計画に基づいて実施をされていくんだらうと思います。ただ、その判断が国に決められた整備の基準だとか、定められた額だとか、それをより自由度のきくような形でやれるということになろうかと思えます。基本は、今回はそう

いう枠を確保するために事業を積み上げる。その枠を配分するという話になっているわけですが、これをどうやるかはまだ見えないんですが。そうすると次年度はこの枠を基準にしてくるのかなという印象を持っているんですが、そうすると次年度以降の事業計画は当然地域は地域であるわけですから、それに基づいて実施をしていくということになるろうかと思えます。

○渡久地修委員 だんだんわからなくなってくる。いわゆる例えば今年度、学校一高校でも何でも教育施設を5つつくるとした、つくるとして総枠は来た。しかし県は別の重要度でここは5つで計算したけど4つつくって、ほかのものに回して県はやった。そして来年度要求したら何で前年度5つ分上げたではないか、もうこれは終わったことではないかということになりますよね。

○川上好久企画部長 要するに一括交付金ということでの枠の配分が、まず一定の考え方であるわけです。これから出てくるんだらうと思いますが、それではどんなふうにするのかというのは地域の判断で、事業計画、要するに地域の計画でもってやっていくことになるろうかと思えます。別に無原則に今回はこうやって次年度はまたこうやるという話にはならないと思えます。

○渡久地修委員 では一括交付金というのも、積み上げでやっていくから結果的には皆さんが言っている自由度といってもかなりの縛りがあるんですか。

○川上好久企画部長 要するに、これは地域の判断で縛るわけです。地域で、それぞれの自治体でもって判断をして計画をつくる、使っていくという話であるわけです。縛りという話ではないと思うんですけども。

○渡久地修委員 皆さんが自由に判断できるというのはわかりますよ。ですから積み上げていくのは、今年度は学校が5つ必要ですからという計算をして、はい、これだけですと総額を確保して、お金をもらったら実際は5つはつくらないで自分たちでは4つつくりまします。ほかに回しますということになるのかということを知っているんです、わかりやすく言うと。

○川上好久企画部長 初年度は、次年度はことし積み上げたものをベースにして枠をつくっていく話でやっているんです。これで、一括交付金の枠を決めて配分するという話で、恐らく次年度以降はその枠が来るんだらうと。もし、そのままの流れとすれば。では、そうするとことし計画したものが同じパターン

で、次年度もそうなるのかという話は、その中ではもう見えないんですが、恐らくその年度年度で地域はその事業計画があるわけですから、地域の自治体で持っている。それに基づいてやっていくんだらうということです。そこが、言ってみれば地域の自主性、計画をつくる段階からの、それを具体的にまた実施できるという中で主体性が確保されていくという話になると思います。

○渡久地修委員 要するに皆さんも余りはっきりしないわけですよね。一括交付金というのはどんなあり方なのか。私いわゆる一般的にひもつき交付金というのは、昔からこれはおかしいよというのは私たちも批判はしているんだけど、今のやり方というのはやはりあれだね、皆さんもまだはっきりしない部分があるような感じがしますね。

○川上好久企画部長 地方においてははっきりしているのは、より地域の判断をもって、地域の計画に基づいて資金が使えるということです。さまざまな制度事業の枠組みで融通のきかない状況から、そういう形にしてほしいという意味では、その一括交付金については地方自治体、全国知事会から含めて賛成ですということははっきり言っております。

○渡久地修委員 皆さんが先ほどから、政府がまだ方向が決まらないとか何とか言っているんだけど、今政府が一括交付金を全国的にやろうと言っているものと、皆さんが求めている沖縄予算として今まで内閣府にあったもの、これとは一緒なのか、違うものなのですか。

○川上好久企画部長 これまでの内閣府一括計上予算というのは、ソフト事業の例えば沖縄特別振興対策調査費とか、そういう基本的政策企画立案等経費と言いますけれども、それだったら250億円から300億円、そしてあと2000億円弱は沖縄振興開発事業費、これはハードのもので、沖縄振興開発事業費は例えば道路事業、そして治山等農林の事業、そして公園とか下水道とかそれぞれ決められていまして、それに対して補助率がついて、それぞれの事業の種目ごとの積み上げをば一とある一定期間、計画をして、それを毎年毎年事業費を落とし込んでいくわけです。そういうものではなくて、県として優先的にやるべき事業、取捨選択できる、これまではほとんどシェアがあるわけです。道路は何パーセントとか。そういうものではなくて、県としてやはり優先してやるべきものは何かという県民の意向を反映した形の展開ができると。そういう意味合いにおいて、これまでのものとは違う使い方ができるということを期待して

いるということでございます。

○渡久地修委員 また後で、これから議論していきます。いずれにしても、皆さんが言う総額確保というのが、どんな総額なのか、積み上げというのがどういう意味なのかという、この辺をどうやって確保するかというのが一番意味がはっきりしないような。そして、国が言っている一括交付金と沖縄振興一括交付金というのは分けて考えるべきなのか。もしそうであれば、沖縄振興のこれまでのものの一括交付金ということをおっしゃるのであれば、国の動向がどうのこうのではなくて、沖縄県がこうあるべきだということをもっと明確に言わないといけないのではないですか、明確にこうすべきだと。

○川上好久企画部長 大きな意味合いでは、予算制度そのものを変える話なので、国の大きな動きの中を見ないといけない。その中で県として、これからも沖縄振興のために必要な資金を確保しないといけないわけなので、その状況を見ながら県としてはやはり主張してきたいと思っております。そして、今、渡久地委員から幾つかございましたが、確かに地方交付税にしる三位一体の改革でどんどん減ってきている。では今の制度で減らないかという補償もないわけです。現に沖縄振興開発事業費というのは、平成10年の4200億円余りから現在2200億円まできているわけです。ではこれはそのままでもいいのかと、そのままおいておけばこれからふえていくのか、それはまた見えない世界なんです。そういうことを県は申し上げているのではなくて、今後の沖縄振興に必要な総額をやはり一括交付金という国の大きな制度の流れの中で要望してきたいということでございます。

○渡久地修委員 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇員。

○赤嶺昇委員 今の渡久地委員の質疑に関連するんですが、確認なんですが、この沖縄振興一括交付金とこれを求めるといふ部分と、地方交付税を一括交付金にするというのは、これは分けているということですよ。一緒ではないですよ。

○川上好久企画部長 今は一括交付金と地方交付税は別建てであると理解をしています。国もそう言っていますので。

○赤嶺昇委員 沖縄振興一括交付金という話の中からお聞きしたいんです。答弁にありますように平成10年から約2000億円くらい減っていますよね。そもそも減った理由は何ですか。

○川上好久企画部長 これを話すとあれなんです、平成2年ごろのバブル崩壊後の景気対策でかなりの予算が投下されてどんどんふえてきたんです。そのことは結果として国家、地方含めた長期債務残高の莫大な額、それを受ける形で平成10年から構造改革がスタートしていくわけですが、この中で一番最初に手をつけられたのが公共事業費で、これ平成14年に10%カットされました。それから後は、3%から4%の間をマイナスシーリングがばーんときまして、沖縄振興開発事業費は何かというと結局公共事業費に連動しているわけです。その流れをもろに引きずったというか、そこで今言われるような形の事業費の縮減をしていくという流れになってきたということです。

○赤嶺昇委員 平成10年は恐らく大田県政ですね。ちょうど平成10年くらいに県知事選挙があって、稲嶺さんが当選して1年目、ちょっと上がりましたよね。あれはなぜ上がったんですか。

○川上好久企画部長 これは長期的なスパンで見ますと、平成2年にバブルは崩壊するわけです。それから後、減税それから公共事業費の増額ということで、失われた10年という話があったわけですが、約100兆円くらいの公共投資が行われているわけです。その間右肩上がりでどんどん公共事業は進んでいく。ところがその間に長期債務の残高というものが莫大なものになる中で、構造改革というものの考え方が出てくる。それが実施をされていくのが2000年以降の世界で、それは沖縄の事情とは関係なく国全体の政策としてやられていく。そしてこの中に、沖縄の振興開発事業費は公共事業と連動する形で動いているという中で減ってきているということです。

○赤嶺昇委員 今回の沖縄振興の必要性について皆さん資料をまとめているんですが、今答弁にあったように公共事業に基づいてそれが削られたということなんですが、この必要性に基づいて結果的に県として幾らの予算が必要だと積算は出していますか。

○川上好久企画部長 幾らあれば、必要かという話は、もっとあればもっといろんな施策ができるという状況が1つあるわけです。それからまた国家財政の

縛りもある。しかし何度も我々がこの間厳しいと感じたのは、地方交付税もそうだったんですが、沖縄振興開発事業費はやはりこの10年間で4000億円から2000億円に半減をしていく、やはり2000億円では足りないのではないかというものはあるかと思います。しかしそれは、これから後計画を検討して、どういう施策を展開するか議論する中で、そういう金額の話というものを恐らく検討される、議論が出てくるだろうと思います。

○赤嶺昇委員 私は懸念するのです。今2200億円あって、今の計画があと2年ぐらいで終わりますよね。そして皆さんは、発想そのものが新しく変わっていると思うんです。ハードからソフトに移行しようとしている中で、積算そのものは変わると思うんです。その後議論されると言われると、県が結果的に人材育成なりそういったものに、我々からすると、子育て支援とか認可保育園の問題とか、学童とかも課題がたくさんあるんです。それを積み上げていって早目に計画を出すに当たって最低限これぐらいの予算が必要ということを出していないと、沖縄政策協議会の中でも。きょうも国会の予算委員会で質疑があったんですが、一方では予算をどんどん削っていきながら一方では皆さんの要望を聞きますよという手法なんです、今の政府のやり方は。その手法ではなくて、県としてこの計画をつくるに当たって、4000億円なのか5000億円なのかこれぐらいは必要だということを確認にしないと、2000億円が基準になったら困るのではないのかというのが私の言い分なんです、いかがですか。

○川上好久企画部長 そのことは、まさにそのとおりだと思います。これから我々が次のステージで何をやっていくのかを整理する中で、早目にそういう必要額についても表に出すような形で議論していきたいと思います。

○赤嶺昇委員 これは、近くになってから予算の話をする、予算の裏づけがないと計画実行できないと思うんです。ですから予算も早目に、これぐらい必要だということは出せるはずなんです。ですからそれを、大体いつ、例えば今年度中なのかある程度の目安というのを出すべきだと思いますが、その見通しはありますか。

○川上好久企画部長 これは早目に、そういう議論も進めてまいりたいと思います。

○赤嶺昇委員 今年度中ですか。

○川上好久企画部長 施策を積み上げて、そして何を優先してやっていくのか。県議会でもさまざまな御意見・御要望もありますので、それもいろいろ勘案しながら検討させていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員 ですから今年度中を目安にするということですか。

○川上好久企画部長 時期という話は今すぐ明確に出せるわけではないんですが、これは向こう10年間の話なので、早目にそういうものを積み上げて議論として提起をしてみたいと思います。

○赤嶺昇委員 しつこいようでも申しわけないんですが、結果今年度中にできなくても一応目安がないと期限があるわけですよ。大体皆さんがある程度一生懸命取り組んでおられるので、最低限これぐらいの予算額は必要だと。恐らく政府は今の予算額が基準なんです、2200億円。そしてもっと削りたいはずなんです。でも今の先ほどからのやりとりは、箱ものの部分からどんどん削られてと、その説明をされていますよね、でも今回この新しい沖縄振興を求めるに当たって全く違う発想なんです。ですから早目に、例えばこの目安というのを出さないと、結果的に厳しくなると私は個人的に思うんですが、目安もないんですか。

○川上好久企画部長 これについては今、赤嶺委員の言われる話で、それを重く受けとめて早目に出したいと思います。そして積み上げていくのか、それともおおよその枠で考えるのか、その辺もいろいろあろうかと思っていますので、そこは示しながら政府とも話ができる環境があれば、やっていきたいと思っています。

○赤嶺昇委員 環境があればではないですよ、環境をつくらないといけないですよ。環境があれば求めるとかという話になると、この話何もできないんです。もう一点確認したいのは、今後この予算の話をするときに、2200億円というのは1つのラインとして皆さんとらえるんですか。全く違う発想でやるんですか。

○川上好久企画部長 4200億円から2200億円まで下がってきたというこの数字は、しっかり頭に入れておかないといけない話になると思います。これでいいのかと、そして今後も下がっていくのかと、あるいはもっと必要なのかと。もっと必要だったのではないかといろいろあると思いますので、2200億円とい

う現在の数字は踏まえながら、これからは枠で考えるにしろ、積み上げて考えるにしろ、毎年毎年の事業費がどの辺に必要なのか検討していくことになるのかと思います。

○赤嶺昇委員 よくわからないのは、皆さんはここで沖縄振興一括交付金ということは、一方では自分たちが自由に使いたいということを言っているわけですよね、一括交付金とはそういう意味だと思っんです。けど2200億円という部分は、1つの基準にしたいという話をすると、これは政府のペースなんです。皆さんが、やはり何をどうしたいのかということを示して、それに伴う財源が幾らなのかということにしていけないと、これをふやすことは非常に厳しいのではないかと思っんです。

○川上好久企画部長 私は2200億円でいいという話を申し上げているのではなくて、ここまで落ちてきたと。それでここまでずっと2200億円であれば、それは3000億円とか4000億円という話はべらぼうな話になるわけですが、4000億円から2200億円まで落ちた。それは国家財政の事情もあるわけですが、それとまた沖縄振興が次のステージに何が必要なのか、今赤嶺委員が言われるように、この単に産業振興だとか福祉の関係だとか医療という話があるかもしれません。その分野はまさに沖縄振興に関する事業費の対象ではなかったわけです。そこも含めてもう一度整理をし直す時間が必要かと思っんです。したがって2200億円という話にこだわらずに議論したいと思っんです。

○赤嶺昇委員 そうしますと今の答弁にありましたように、これまでの沖縄振興計画の分野から、いわゆる人材とか福祉・医療に関しても網羅してつくっていくということで理解していいですか。

○川上好久企画部長 沖縄21世紀ビジョンをベースにしながら、次のステージの沖縄をつくるための制度、計画というものを。そういう資金というものを考えていくのは当然だと思っんです。

○赤嶺昇委員 ぜひ、予算の部分でいうと、このままだとなかなか厳しいという部分で、先ほどありましたように求めていく理由も、皆さんがこれだけ理由を出している中で、日本の安全保障という部分も含めてやはりいろいろ議論していけないといけないと思っんです。その中で、沖縄県が何を求めるのかということは、これから県と政府の勝負だと思っんです。そこを、その裏づけとい

うのはやはり予算ですから、その予算が従来の2200億円というのがベースになると、これを上げることは非常に厳しいと思いますから、改めて何が必要なのかということをしっかり方針を出して頑張っていたいただきたいと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 沖縄総合事務局なんですけど、皆さんの必要性の資料の中でも、国の出先機関は原則禁止という、ゼロベースの検討に入った以上、沖縄総合事務局ももちろん対象として議論をされたんだと思いますが、これは沖縄県として主体的にどうとらえて、沖縄総合事務局の役割を一定は終えた整理をしつつあると思うんですが、もう少しその議論の中身を聞かせていただけますか。

○川上好久企画部長 沖縄総合事務局は、復帰後沖縄県が生活基盤も産業基盤も全く立ちおくれた中で、国の出先機関として非常に大きな役割を果たしてきたと思います。特に社会資本の整備については、非常にそういう意味では成果を上げたということで、県知事もこの間の答弁の中で高く評価をしていたところなんです。そしてまた沖縄総合事務局のあり方については、一方では地域主権という大きな流れの中で、政府も国の出先機関というもののあり方を今検討しているところがございます。その動きを見ながら、県として地域主権の立場からやれるものはどんなものがあるのか、そして沖縄総合事務局については、やはりそうは言いながらも沖縄の特殊事情に基づく国としての責務を担うものがまだある可能性もある。そういう意味では、今後の国の出先機関の見直しを県として注視していきたいと思います。

○仲村未央委員 前回の本会議での答弁では、近い将来県に移管することを検討する時期にきていると発言されましたよね。これについての移管を検討する時期にきているということは、すごく踏み込んで、今までのただ国の流れで向こうが廃止するかどうかを決めてから対応するというのではなくて、もっと県が課題を整理して、むしろ沖縄総合事務局の役割は一定程度果たしつつあるというか、果たしたものと聞こえるわけです、前回の本会議での答弁は。今はちょっとニュアンスが違っているようだったんですが、もう少し県として主体的に、沖縄総合事務局をどうとらえて、もうお役目は果たせましたということになったのではないですか。そこはどうなんでしょう。

○川上好久企画部長 県知事が答弁されたのは、近い将来地域主権とか大きな流れの中で、あるいはまた二重行政とかそういうものがある部分については、そういう見直しがあるだろうということを申し上げたと思います。まさにそういう視点で、現政権は出先機関の見直しをしようとしているわけですので、県としてはその動きを注視をしながら、必要であれば必要な対応をやらなければいけないということでございます。

○仲村未央委員 先ほど沖縄振興予算が半分まで減ってきているというような、今の赤嶺委員とのやりとりがあったんですが、これは今の沖縄総合事務局の体制だと、予算は落ちるべくして落ちてきているのではないかと見えるんです。というのは、やはり沖縄総合事務局が担える範囲というのは、今県が新たなニーズとして打ち出している産業振興とか雇用とか教育とか福祉、ここにはやはり今の沖縄総合事務局の体制ではもちろん十分に発揮できないというところから、やはり沖縄振興の中の課題も優先順位も相当な変化があって、予算もだんだん減ってきているのではないかと思うんですが、そこはいかがですか。

○川上好久企画部長 沖縄振興開発事業費が落ちてきたのは、先ほど申し上げた理由によるものです。特にそれは沖縄県内の事情にかかわるものとは違う、もっと強い動きの中で出てきたものだと思います。そしてまた、沖縄総合事務局の役割として産業振興とかいろいろ申し上げましたが、そこはどのような形で整理されるのか、国の見直しを注視してまいりたいと思います。

○仲村未央委員 なぜそういうことを言うのかというと、こういう指摘があるんです。例えば第1次沖縄振興開発計画で1兆2400円、そして第3次沖縄振興開発計画は3兆3000億円ぐらいまで額としては上がってきているんですね。ただその中の事業費の配分の構成というのがほとんど変わっていないという。例えば、道路だったら32%から36%の範囲で推移しているとか、港湾・空港だったら12%台とかという、言ってみれば権益とか一定の省庁の予算をそのまま反映するような枠組みの中で、額の変動はあれですよ、それがそのまま第1次、第2次、第3次と続いてきているということも、やはりどこかで制度疲労というか自由度がないというところも含めて、県が求めているニーズと対応できるような体制というのが、かみ合っていないのではないかと見えるわけです。ですから、そこを県としての中で議論をされて、やはりこれでは立ち行かないというところの議論があったのかということ聞いています。そこは、ただ国が地域主権改革を進めるから見直されたからという受け身的なことではなく

て、もっと皆さんがこれまで沖縄振興に携わる中で、むしろ積極的にこれは制度として立ち行きますよというところがあったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○川上好久企画部長 今のお話、沖縄総合事務局という組織と予算制度というのは、必ずしも一緒に議論する話ではないのだらうと思います。そして今言われるように、道路予算そしてまた空港予算にしる公園にしる一定の割合でシェアされてきた。これは復帰の1972年から1990年代の初めぐらいまで、それはそれで有効に働いたと思います。なぜならば、ほとんどの分野において沖縄県は全国水準に達していないわけですから、そこはさまざまな国の機関がノウハウを持って、人力も投下して予算を投下して、その成果を上げてきたと思います。一方で社会資本の整備がある一定水準にきたときに、県として優先してやりたい部分というのは当然出てくるわけです。一方で事業費は半減する、そうするとそこには、沖縄県振興審議会でいろいろ議論が出ていましたが、新しい予算措置のあり方、それから県が求めていくべき沖縄振興の方策としての制度というものが需要ではないかという議論がございました。そこは議論として踏まえながら、また国の一括交付金化の流れも見ながら県としては必要な対応をとっているつもりでございます。

○仲村未央委員 そこは少し意見が合わないんですが、私はこの体制の中で予算というのはかなり影響を受けてきたと思っているんです。別に先ほど私が言った道路・港湾だけではなくて、治山・治水とか下水道・農業農村整備・森林こういったところも、特に第1次沖縄振興開発計画から第3次沖縄振興開発計画に至るまで、いわゆる沖縄振興計画に至るまで配分というのは、シェアはほとんど変わっていないと見てもおかしくないぐらいの推移なんです。ですので、やはりこの体制では、ある程度沖縄の今の現実のニーズに合わないような形になりつつあると。それが、たまたま地域主権改革の時期が、見直しに当たって一致してきて、それを言いやすくなったのかと見ているんですが、それは意見として申し上げておきます。それで皆さんの資料5の2ページなんですが、産業振興や雇用や教育、福祉等の分野で高率補助にかわる新たな手法での取り組みと出ているんですが、これはどういう手法を要求しているんですか。

○川上好久企画部長 まさに今、制度の中身を庁内で議論をしているわけですが、単に予算制度だけではなくて産業振興についてであれば税制だとか規制緩和とか金融措置、そして予算措置、トータルの政策パッケージでもってそれぞ

れの特定の産業分野というものを後押しする仕組みが必要だろうと考えております。また、同じように教育や福祉の分野でも、そういう考え方で整理できないかとか、そこを今議論している最中で、まだ表に出るような段階ではないんですが、そういうことを考えております。一方で雇用創出制度は先ほど委員が言われたとおり、間仕切りのある補助金、それは一定のシェアがずっと推移をする中で、トータルとして押してくるという。一方ではまた社会資本の整備はものによってはある一定の充足が出てきたと。そこに、ある意味優先順位というものが県として今後考えていくべき、必要ではないかという議論もあります。そういうもろもろの審議会での意見を踏まえて、こういう表記をしております。そういう形で考えていきたいと思っております。

○仲村未央委員 それは、例えば5ページに一国二制度の地域振興というところで、子育て・教育・人材育成全般に資する特別措置とか、またh)のところではスポーツや空手・伝統文化・芸術の振興に資する特別措置とか、こういったほかのところにはない財源を特別に措置してくださいという、措置の新しい制度を具体的に求めていくというつもりですか。

○川上好久企画部長 これは必ずしも予算だけの話ではないと思うんです。規制緩和もあるでしょうし、税制もあります。また民間事業者であれば金融の措置もございまして、そういうものを総合的な意味合いで組み合わせ、仕組みを考えられないかということで、これはまだ検討イメージということで、そういう分野に対して、こういう仕組みを導入しながら、よりいい形のものでそれぞれの分野で展開できないかということ、この中では書いてあるわけです。

○仲村未央委員 先ほどの議論を聞いててもよくわからなかったのは、今一括交付金で求めていこうとしている財源の目安というかめどみたいな形で、今の一括計上分と同等以上という表現が出てきますよね。それは最低でも確保したいという意味でとらえるのか、つまり今のところそういった新たなものも要求しながらも、特に積み上げてこうして、これがあったら権限の委譲とか沖縄総合事務局の業務の移管によって対応できるなというぐらいの話で、同等以上と使っているんですか、先ほどの求める予算の大きさというのは。

○川上好久企画部長 同等以上というか、2200億円という現状の数字というものはやはり頭に入れておかないといけないという話です。それから、今出てきている沖縄21世紀ビジョンの中で求められているさまざまな施策を展開するに

当たって、どういう資金がどの程度必要なのかというものを積み上げて、あらあんな枠を考えてみたいと思っております。

○仲村未央委員 何か少しわかりにくいんですよね。一括交付金を沖縄振興に特化していこうとか、ほかのところのないものも新しく求めていこうという大胆なことを言っているんですが、それを積み上げる手順というのが先ほどから全然見えてこなくて、ただ今の分の同等以上の額というのだけは明確にされているものですから、それが十分な額なのかどうかというのは、皆さんが求めているものに見合うものかどうかという議論がないと、我々も同等以上でいいのかとか、もっと少なくてもいいのかとか、そういうのはやはり判断のしようがないわけですよね。ですから、これはいいのではないかとかいう我々の評価は、何によってすればいいのかというのが、先ほどから見えてこないということで、それはまた意見として申し上げます。

それから、もう一つのもともと今の一括交付金の議論と、沖縄県が求めている沖縄振興一括交付金の議論の前提になるのかわからないんですが、地域主権改革というのが、民主党がかなりいろんな方針を具体的に出しながら、理念みたいなものを行っています、その中にそれぞれの地域において富を生み出すという考え方に基づいて、依存と分配の仕組みを自立と創造の仕組みに変えていきますとか、行動と選択に責任を負うということになりますとか、あるいは地域主権改革が進展すればおのずと地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくるものですと。それについても、もちろんそれは責任の改革ですから、みずからの地域でそれは責任をとるようという方向が出ているわけです。この考え方については、どうなんですか。沖縄県としては、そのとおりだということになるのか、それとも先ほどから懸念があるように、やはりそこら辺を見きわめないと言えないというところに立っていらっしゃるのか。

○川上好久企画部長 国の一括交付金の議論の中でも、義務教育だとか年金とか国民の基本的な権利にかかわるものについては、除きながらより裁量の余地の高い一括交付金化の枠というものは最大限確保するというものの考え方です。そういう意味では、最低限国民としての権利というものは補償しながらも、なおかつそれぞれの地域の人々が求める地域づくりができるような形での金の使い方ができるようということだと思います。そこは当然地域で判断するわけですから、そこには判断と責任が伴うという意味合いだと理解しております。

○仲村未央委員 いろんな改革がどんどん進んでいく中で、置いていかれては

いけない部分とか不利になってはいけない部分というのは主張する段階だというのはわかるんですが、その一方で、またより先導的なのとか、ほかのところよりも先んじてやっていこうというところが時々出てくるものですから、そういう見えない中で、先に走る中で非常に地域間の格差と言われると、沖縄県が競争力を本当に今持ち得て、富を生み出すぐらいの地域なのかどうかというところも非常に難しいところもあると思いますので、難しい調整になっていくと思いますが、やはり先行的に進めたいというところなんですか。

○川上好久企画部長 それはものによるんだろーと思います。沖縄の持っている強みと弱みというものを時代の流れに照らして、しっかり把握をしながら、強みを生かせるところは先行してやるべきでしょうし、弱いものについては何がしかの措置を求めていくというものは当然あるわけです。沖縄県は全国で唯一の離島島嶼県、沖縄本島含めてです。そういう意味では、まさにその部分で全国と違う世界が既にあって、そこに強みも弱みも凝縮していると思います。そこは、これまでの沖縄振興計画等総点検とか沖縄21世紀ビジョンの委員方の意見も踏まえながら、しっかり施策の展開を考えていきたいと思います。

○仲村未央委員 最後にあと1点だけ、協議の場の設置ですけれども、この国と地方の協議の場ということで、沖縄に関する法制度の、新たな法律の制定に向けての協議の場ということなんですが、これは沖縄政策協議会とかではなくて、また別の協議の場を設置することを求めているんですか。

○川上好久企画部長 国と地方との協議の場というのは、地域主権改革の中で1つの方針として出てきております。そして、沖縄県はいろんな意味での特殊事情を持っているところなので、沖縄県は一県だけに係るようなさまざまな制度、法律等については、国と地域とが協議できる場を法律で位置づけることができるということで案として出しております。そのことが、沖縄政策協議会になるかどうかというのは、今のところはわかりません。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 この審査事項の2と4がどこで分かれるのかよくわからないので、行ったり来たりがあるかもしれませんが、そのときにはまた御注意ください。この新しい沖縄振興を求める理由の中で、しょっぱなに沖縄21世紀ビジ

ョンについての支援というのがあるんです。私もそうだと思います。一般質問でも聞いたんですが、沖縄振興開発計画をつくってきて40年たったと。そしてこの沖縄21世紀ビジョンの成就というのは20年先ということですから60年ですね。そうすると今日つくる新しいポスト沖縄振興計画は、まさに沖縄21世紀ビジョンに橋渡しをするというのか、そこにつなぐ重大な役割を果たすんだらうと思います。そういう意味で、誤解を恐れずに言えば、復帰後40年という、これまでの10年ごとの沖縄振興開発計画の作り方が、復帰後何年何年という切り方をされていて、この切り口もそうだし、言うときも例えば復帰後何年たってもかくかくしかじかだと言われて、私はこれはある面では当然の言い方だと思います。格差という意味では。ところが40年たってみて、沖縄21世紀ビジョンというものを目の前に置いて20年先を考えていくと、そういう切り口で考える考え方を一方に置きながら、一方ではいろいろ復帰後思想というか、そういうものを切り離して考える発想法というか、かつて経済白書で、もはや戦後ではないという有名なフレーズがあるんですよね。要するに一方で格差の是正ということが必要であるのであれば、そういう復帰後思想みたいなものを沖縄からも沖縄21世紀ビジョンのようなものに向かうときの思想的な裏づけというか、県民的な覚悟というか、そういうところでは、もはや復帰後ではないという言葉が適するかわかりませんが、どこかで、そういう両方の考え方をつくっていくというか、そういうことが第5次に当たる振興計画の1つの精神として私は登録すべきではないかと。そのことは、恐らくもろ刃を持つわけですが、例えば政府からはもはや40年たっても50年たってもという言い方がされるときに、違う思想を提示をしないと、なかなか対応できないだらうという意味で、一種の復帰後思想というものを切り離して考える必要があるのではないかとということと、同時に政府とは別の議論として県民的な覚悟を決めるときに、そういう理屈というのか思想みたいなものが生まれていくということが、私は必要ではないかと思っているわけです。そういうことが沖縄21世紀ビジョンにつなぐ我々の1つの決意みたいなものにつながっていくのではないかと思うわけですが、川上企画部長いかがですか。

○川上好久企画部長 20年先を展望するというのには、県民の思いをくみ上げて先を考えるとというのは、当然そこは希望に満ちあふれたものでなければならぬというのがあるかと思いますが。そういう意味では、現実にあるさまざまな課題というのは整理されているというのがあるのかと思うんですが。今玉城委員がおっしゃるのもそのとおりで、それはそれとして当然だなという話ではあるんですが、一方で我々が今なお沖縄だけではなかなか立ち行かない世界と

というのがまた一つあって、次の沖縄振興の位置づけをどうするかと。それで特殊事情というものを吹っ切るというものに、復帰を超えてという発想の中で、その消えていく要素があるとすると、そこもなかなか難しいものがあると思います。しかし基本的には、先に行けば行くほどそれはやはり希望に満ちたもの、今いる状況よりはいいものにならないといけないというものであると思いますので、そののところはまさにいろんな議論を深めていければと思います。

○玉城義和委員 私は格差是正をやらなくていいと言っているわけではなくて、当然のこととしてこれはやらなければならないわけですが。いわゆる復帰後思想みたいなものでは、どうしても格差の是正というか平準化されて、追いつき追い越せみたいなものが基本にあって、本土を超えるとか、そういう新しいアジアも含めてみたいな思想がなかなか出にくいというのが、本当は内在するのではないかと、こういうふうにもいつも思っているものですから、そういう芽もどこかで出すとか、そういうものも植えつけていって10年後あるいは20年後のビジョンの種としてまくとか、そういう作業は非常に重要ではないかとの間ずっと思っております。具体的に何かというのはなかなか出ませんが、知恵のあるところで、皆さんは知恵があるでしょうから、役所の中だけではなくていろんな人たちの知恵もかりて一学者の音楽家も哲学者も含めて、いろんな知恵をかりて、この新しい沖縄振興計画の芽として出していきたいということを申し上げておきます。

それから、私は、この報告書をずっと読んでいて、自立的発展の基礎条件の整備というのがずっと根底に出てくるわけです。今の条件でこの自立的発展の基礎条件の整備というのは、どれくらいまでできているのか。4次にわたる振興計画を終えてどういう状況まで来ているのか、その辺を少し教えていただけますか。

○川上好久企画部長 自立という言葉は、沖縄の1つの県民的な確立すべき希望みたいなことであるわけですが、ではこの自立というのはどういう状態を指すのかというものも、これは考えてみる必要があると思います。単に県民所得などの経済指標だけの話なのか、この辺は生活や福祉、また県民が考えている生活感覚、そういうものを総合して見なければいけないものだろうと思います。ただ沖縄県がこれまでずっと求めてきたのは、一面的には経済の自立という側面が非常に強かったと思います。その面で申し上げるのであれば、水・エネルギー・道路・空港・港湾とかいう社会資本整備は、一定の水準ができてきたと思います。そして産業も沖縄らしい産業としての観光リゾート産業、そ

して情報通信関連産業、これも1つ立ち上がりつつあると見ています。ただ数字的に見れば1人当たりの県民所得は最下位の状況です。そしてまた、雇用の面でもまだ若干の問題が残っているという状況にあらうかと思えます。そういう意味では、なお産業の振興というものを強化していかなければいけないという状況にあると思えます。今社会資本の整備はある一定の整備ができた、あと産業振興に向かうための整備が何かというものが、これから後の課題だと思います。

○玉城義和委員 経済的自立というのは、これはもう少しきちんと議論して、ここは共通認識を持ったほうがいいと思えます。非常にあいまいな形で、詰めていくとよくわからないと言いますか、どなたもよくわからないというか、何となく自立経済とかと使っていて、例えば全国の中で各都道府県で経済的に自立している都道府県があるかという話ですよ。これは地方交付税とかでいえば東京都ぐらいではないですかね、そういう政府から援助を受けないでやっていけるというのは。どこの県もほとんど経済的自立というのは県自体でやっているわけではないので、政府の機能にしても税金の再配分みたいな機能を持っているわけですから。そういう意味では沖縄県が経済的な自立をなし遂げられるところというのは、どういうところまで来ればできるのか。あるいはほかの県との関係でこれをどういうふうに考えているのかというのもあって、なかなか自立経済というのはわからないと。要するに観光リゾート産業にプラスして情報産業ということを行っているわけですが、その後どういうのがプラスされてどこまで来れば大体沖縄県が沖縄振興計画で目指した経済的自立の達成に行くのか。そういうことは少しはイメージとしてわからないと、なかなか新しい沖縄振興計画も含めて難しいと思うんですね。その辺はどういうふうにイメージされていますか。

○川上好久企画部長 今の話は非常に示唆に富むことが2つあったと思うんですが、1つは日本全国47都道府県で、地方交付税の不交付団体というのは東京都ぐらいです、確かに。国からの財源移転なしでは財源運営ができないというのが全国、地方は特にそうであるわけです。そしてまた県単独で経済活動というものが立ち行く世界というものがないわけであって、それは日本も広くは世界を含めて経済活動が絡み合っていく中で、この地域が自立している、あの地域が自立しているというのはなかなかわかりにくいところはあらうかと思えます。ただ、基本的に人々が安心して暮らしていける水準、雇用とか所得の問題、相対的なものかもしれませんが、そういうものはあらうかと思えます。では、

それを確保するために復帰後沖縄県は努力してきたと思います。それで、製造業とか農業とかは厳しい環境の中で、観光リゾートとかIT産業とかはほかの県に例を見ないような形でしっかり立ち上げてきているとっております。そういう意味では、数字的なものを目標とするのであれば、平均的な県ぐらいの財政依存度であったり、公的支出であったりとか、それはそれとして1つの目標を持つのは構わないと思うんですが、そのことが沖縄という地理的な特性を持つところに適切かどうかを少し議論をしながら考えてみたいと思います。

○玉城義和委員 観光とか情報というのは、地理的条件などの連続性がなくてもできる、いわば島嶼性でもできるというのがあるから可能なわけであるわけです。そして、ほかのところは高度化とか、ほかの人的な連続性とかということが必要だと。そうすると、我がほうは観光とか情報というのはある程度いつでも、そのほかの製造業等々では、やはりこれは厳しいという、そういうことがそもそも構造的にあるんだということを考えると、今おっしゃった感じのものにはなりにくいのではないかと思うんです。ですから、その証拠に恐らく相当第1次沖縄振興開発計画から公共投資というか社会資本が投入されて、逆にそのことによって1次産業とか製造業が減ってきて、この建設業とかサービス産業はふえるという。ある意味で言えば、この4期にわたる沖縄振興計画の結果、沖縄の産業構造が今のような、ある面で言えば非常に平均化されていない構造になったということも言えるわけです。そういう意味で言えば、次に向かうときに、その辺のところは最初から考えて望まなければならない点だと思うんですが、その辺はどう認識されていますか。

○川上好久企画部長 過去30年、40年の経済のあり方は、あれはあれで1つの形だったのかという感じがいたします。というのは、復帰の時点で沖縄県というのは社会資本の整備というのは、ほとんどが低いわけですから、それを集中的に整備をするということは、そういう分野に金流れ込む、したがって建設業というものが経済を支えてきた実態というものは、どうしようもなく経済原理としてそういうものだったと思います。一方で産業基盤というのがなかなか整備されない間は、ほかの産業がなかなか立ち行かなかったというものもあったと思います。そこに第3次沖縄振興開発計画の中盤から観光とかITというものが整備をされて、今日この2つはしっかり立ち上がっています。それで、沖縄の地域特性を生かした新しい分野をこれから模索をしていく。それは民間、経済界からもさまざまな意見が出てきますので、そういうものを踏まえながら、県はそういう分野を生かせるような条件整備をしていきたいと思っています。

○玉城義和委員 恐らく環境産業だとか、健康関係の産業だとか、そういうものを今のものにプラスしていくというか。要するに40年やってきてなかなか難しいとみんなが思っているのは、移出産業というか、物をつくってほかに出すというやり方をすると、なかなかこれは太刀打ちできないなということ、大体みんなわかってきているのではないかと思うんです。ですから、できることとできないことをやはり40年間の総括をして分けて、ある面と言えばサービスというか情報というか、そういうもので広げていくというか、アジアも含めて、そういうところにシフトしていかないと。いつまでもできないところで、できないかみたいなことを言ってもしょうがないなという感じだと思うんですが。そういう意味で、具体的なものが出たときにまた議論をしたいと思いますが、ぜひ第4次の沖縄振興計画の報告書もでき上がっているわけですから、きっちりとその辺のところは、シビアに踏まえるところは踏まえて頑張っていたきたいと。よく言われる成長のエンジンみたいなものが、なかなかかからないというか、そういうものは言われて久しいわけで、同じ事を10年前から言っているわけで、先ほど新しい第5次の沖縄振興計画の名前は、法律の名前は何かという話がありましたが、その辺との絡みもあるので、やはりきっちりとできることとできないことというか、その辺は踏まえて新しいものをつくっていただきたいと。またこれ新しくいろんなものが目鼻がついた段階で、枝葉が出た段階でまた議論したいと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 沖縄振興計画等総点検の報告も道半ばなんですけど、途中まで読みましたが、復帰後いわゆる日本の経済成長に乗りおくれて、後追いで日本と同じような方向に進んだけれども、それがなかなかうまくいかなかったと。なかなか3次、4次というふうに振興計画を実施してきたけれども、依然として失業率や雇用の問題、それから県民所得の問題等々まだ積み残した課題があるという総括になっていると思うんですが。ここで今新しい振興計画を求める理由の中で、先ほどだれかが触れていました、1番のこの高率補助にかかわる新たな手法での取り組みが必要という、どういう手法を考えていらっしゃるのか。例えば産業振興であったり雇用であったり教育・福祉であったりという、高率補助では限界なんだと。そうではなくて、もっと見方を変えて新しい仕組みが必要なんだという考え方だと思うんですが、大まかな考え方としてどうな

んでしょうか。

○川上好久企画部長 先ほど仲村委員からの御質疑にお答えしたものでありますが、社会資本整備には高率補助はより有効に働いたということなんです。そして、特にそれは一定程度の水準に達した、一方では事業費そのものは落ち込んでいる、そして同じシェアでそれがある、それで非常に使い勝手が悪いという中で一括交付金の話があったんです。それは、そういうやはり使い方をすべきだろうというのが1つ、制度としてです。もう一つは産業振興にしろ雇用にしる単に予算で補助するだけでは済まないわけであって、そこには税制だとか金融とか規制緩和とかさまざまなツールを駆使して展開を図らないといけない。そういう意味合いで書いてございます。

○奥平一夫委員 そういう意味では、当局がお話ししております沖縄の経済成長の牽引役として観光産業が飛躍的に伸びたし、ITも飛躍的に伸びた。そしてそのおかげで雇用もふえたというお話をずっとこの間されていて、確かにそうですね、企業誘致もふえた。ただその実態として県民所得が伸びていないということも、いわゆる働き方の極端な話、本土とどうなのかというのが少しわからないんですが、正規雇用・非正規雇用というものが非常に顕著に沖縄の経済指標に出ているのかと気になって仕方がないわけです。ですから、いわゆる労働所得が上がらないということはどうなんでしょうか。今の沖縄のIT産業や観光産業の中で。

○川上好久企画部長 ITですから、あるいは観光ですから非正規雇用がふえたかどうかというのは一概に言えない話で、日本全体がどういう流れになってきているというのが1つあると思います。それとまたもう一つは、失業率のことを言うわけですが、復帰後この40年近いスパンで見ると、地方では沖縄ほど伸びているところはないんです。例えば九州なんかでは、35年間の中で平均で大体二万五、六千人しか就業者というのはふえていないわけです、福岡県を除けば。そして沖縄県というのは20万人ぐらいふえている。そこには活力が実は内在をしている。そして沖縄県のもう一つの特徴は子供が多いことです。したがって、1人当たりの県民所得というものを割るとどうしても低くなってしまふ。ちなみに15歳以上で割り返すと必ずしもそうではない。そこはやはり徐々に徐々に沖縄の社会は進展をしてきたというふうに理解はしていると思います。また、今後日本の社会が人口減少、少子高齢化の流れの中で、沖縄はまだまだふえ続けるというところはなかなか捨てがたい。捨てがたいというよりは

得ることのできない大きな特徴だと思いますので、そういうことを頭に入れながらいろんな施策を展開していければと思います。

○奥平一夫委員 そういう意味で、子育ての話にしても医療の話にしても、今非常に余りうまくまだいっていない。いわゆる出生率が高くていいという話もありますが。一生懸命行政もしているのはわかりますが、なかなかそれが子育ての現場で施策がうまく展開をされていない。そして子供を産むこともやめようかということなどもあって、さまざまな事象が起こって、なかなか実感として所得が上がったとか、沖縄のGDPが上がったから私の暮らしも豊かになったかということとそうでもないという、実感としてなかなかそれが体得できていないというのがあると思うんです。ですから、そういう意味で沖縄の本当の将来というのは、どのような形でビジョンを切り開いていけばいいかという中で、振興計画をきちんと本土側一政府と議論をする際にどういう形でこれを説得をして、きちんと議論を構築して、それをうまく認めてもらえるかということが非常に大事だと思うんです。そこで、同じ理由の中で、人口増加による活力ある地域として、成長する東アジアに近接する地域として云々ということがあります。これが私はちょっとわからないんですが、例えば今後の日本の成長と東アジアとの交流に貢献するという県民の意思、これを少しかみ砕いて御説明いただけますか。

○川上好久企画部長 第1次沖縄振興開発計画から第3次沖縄振興開発計画、現在の沖縄振興計画に至るまで、沖縄の発展の方向性の1つとして南の交流拠点というのはずっと位置づけてあったわけです。それは第1次沖縄振興開発計画のときにその話はやっていますが、実は現実的にやるものではない。そして社会資本整備もそうですが、あのころの東アジアの社会というのは中国も今のような時代ではなくて文化大革命の時代、そしてこの台湾にしる韓国にしる。そしてベトナムはまさに戦争の真っ最中ですから。そういう環境から30年を経て、今日のアジアの国々というのは、まさに世界の経済セクターとなっているわけです。そして、今まさにANAが沖縄の地理的な重要性を評価をして、そこにハブ基地をつくるような時代になってきている。日本には1億人の人口がいるわけですが、ANAが飛んでいる5つの都市や地域、そこは合計すると約1億人なんです。そして沖縄はその真ん中であって、そこはまさにここに書いてあるように東アジアの交流拠点として、何がしかの発展ができる地域として、今後そういう視点で施策を展開できると。そのことが日本に貢献できる場所になるだろうということで整理をしております。

○奥平一夫委員 確かにそうだと思います。ただ、要は沖縄側がそういう考え方を持っているにしろ、政府側が沖縄を東アジアの玄関ローゲートウェイとして本当に認めてきたかという見方の問題だと思うんですが、政府としては今どのような考え方をしているんですか。沖縄と今おっしゃった東アジアに関して。

○川上好久企画部長 政府一民主党のマニフェストでも沖縄は東アジアの交流拠点というものは位置づけをしてもらっているわけです。この間、全日本空輸株式会社一全日空のハブ基地の支援として、貨物の航空機燃料税の引き下げ、それから着陸料の引き下げ等々国にも一定の支援、そういうことを評価して支援をさせていただいていると思っております。

○奥平一夫委員 そういう意味では、日本政府に沖縄が東アジアに対してどういう位置づけを持たせるかという努力というのが非常に必要だと思いますので、それについてはしっかり沖縄が日本の東アジアの玄関口だと、拠点であるということをきちんと位置づけさせるということは非常に大事だと思います。

それからもう一つお聞きしたいと思いますが、沖縄振興特別措置法にかかわる新たな法律の制定の中で、エの離島定住支援、これはこれまでと若干違った形で話が出てきていますが、沖縄振興の中でも柱の1つに離島振興ということがとらえられておりますが、40年たって例えば人口増加だとか、あるいはいろんな生活コストの削減だとか、離島航路の運賃の低減とかなかなかうまくいってこなかったような気がいたしますが、ただこのごろ言われているのが、やはり沖縄という1つの長い列島の経済水域を有効な手段として、きちんと政府にも、物申すべきではないのかという話が二、三年前からよく出ていますが、文字どおりこの広大な経済水域の海洋資源と国境に接する島々のいろんなものに関する優遇税制ということが記されているんですが、これをどのように政府に対して理論構築して、それを認めさせていくかという、その辺の話を少しお聞きしたいと思います。

○川上好久企画部長 これもまだ緒についたばかりで、具体的なものというのを今すぐ出せるものではないんですが、ただこれに向けていろいろ実験事業とかというものを進めております。特に小規模離島に対する航空機の運賃の引き下げの実験、そのことがどういう効果を生むのか。それを見ながら次の計画、制度の中に位置づけられないか、その辺のことを考えております。またこの間の沖縄21世紀ビジョン、沖縄振興計画等総点検の議論の中で、意外と小規模離

島自治体の財政逼迫の問題も出ていましたので、そのことについても対応するような考え方を、この中に示しております。そしてまた、雇用を維持するための制度としては、先ほど申し上げましたように税制であり金融であり規制緩和とか、さまざまな施策を盛り込んで考えていきたいと、この①番に書いてあるものです。

○奥平一夫委員 終わりになりますが、今起こっております尖閣諸島の問題もやはり政府がきちんと国境の離島をしっかり守っていくという姿勢があれば、そういう問題も起こらなかったと私は持っているんです。尖閣諸島もずっと昔から沖縄の漁民が住んでいたり生活をしていたり、あるいは仕事に行ったりということもやっていたわけですが、それがなかなかうまくいかなくてできなくなったといういきさつもありますから。そういう意味では本当に国境離島をしっかり政府が面倒を見るということか、視点を当てるということは非常に大事なことです。そういうことから今も離島の定住支援ということについては、しっかり訴えていければと思っています。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 戦後65年、復帰して40年ということになりますと、この沖縄振興計画を含めて、いわゆる日本の政治家の中で戦前戦中派という方々が、ある意味ではほとんど政治の現場からいなくなっている。復帰当時この計画ができ上がっていく、法律ができ上がっていく中で、やはり沖縄に対する贖罪の念みたいなものが随分、日本の政治家の中にもかなりありまして、そういう政治背景の中で沖縄に手厚くという政治環境があったわけです。そういう中で4次にわたって法律が延長されてきたんですが、現実新しい法律をさらにつくって、沖縄が自立に向けてのバージョンアップをさせるということになっていくと、この沖縄の特殊性とか沖縄がオールジャパンの中での国益としてどういう位置づけにあるかという問題が、これからの政治の現場では問われてくるだろうと思うんです。ですから、ここにしっかりとコミットしていかないと、ただ単に沖縄のこれまでの過去の歴史を引きずりながらのやり方では、もう済まない時代に来たと私は思っているんですが、川上企画部長はどう考えますか。

○川上好久企画部長 先ほど照屋委員からも同じような話がありました。回を増すごとに振興計画の延長については、やはりこのハードルは高くなってき

ていると理解をしております。そういう意味では、戦後65年、復帰後40年という環境も時代も頭に入れながら、しっかりとした理論の構築をやってまいりたいと思います。

○翁長政俊委員 この必要性の中で4項目挙げておりますが、沖縄の特殊性ということになると、いわゆる島嶼県であるということ、亜熱帯地域であるということ、そしてこれにさらに特殊性というのは何があるんだということになると、他府県にはないことになると、やはり基地という問題は、どうしても沖縄の特殊性の中にこれが入ってくるんです。では、基地を除いた2つの部分で、国家プロジェクトとして本気になって国が沖縄をどう位置づけて、沖縄の事実という形でなくてもアジアとの結節点みたいな、いわゆる日本の中の南の玄関口として、アジアのクロスロードという位置づけで、全国総合開発計画にも書かれているんですが、そういう位置づけでしっかりとした国家プロジェクトが入っていける環境にあるかということになると、ここは私はもっと何か、1つ足りないだろうと思うんです。足りなくて、ここの部分をもっと沖縄側からアジアを取り込んだ形でのプランやプロジェクトみたいなものを国に提示していかないと。そのためにはやはりクロスロードと言うからには、アジアの方々が沖縄で交流があるということが前提になるわけです。そういう意味での沖縄側の努力の足りなさみたいなものを私は感じているんですが、こういう目に見える形でのアジアとの貢献度みたいなものが、他の都道府県に比べると高い比率で沖縄県の特殊性があらわされるというのであれば、これは国家プロジェクトとして何らかの新しい制度を入れてもおかしくない地域ということになるだろうけど、今言うように島嶼県である、亜熱帯地域である、さらには国境と言えばいろんなところに国境はあるんですから、国境のまちであるということでは済まないだろうと思っているんです。こういう問題を、もっと趣旨の中で、国に要請していく中での、プロジェクトの組み方みたいなものを、もっとバージョンアップさせて、もっと魅力のあるものにつくり変えられないのかとずっと思っているんですが、どうなんでしょうか。

○川上好久企画部長 まさに、バージョンを上げてと言いますか、回を越すごとにハードルは高くなってきますので、そこの理屈づけは本当にしっかりやらないといけないと思っております。ここに幾つか書いてございますが、これはあくまでも柱の話で、何をどのような形で注目させていくのか、その辺の整理をこれからやってみたいと思います。

○翁長政俊委員 これは総論的な話になるのですが、1から4まである中で、特に先ほど後段で私が申し上げた、では基地の問題というのをどう位置づけるかということになると、どうも基地の問題は沖縄側も表で議論がしにくい、沖縄全体の政治環境の中で表で議論がしにくいという問題があって、この2、3、4で書かれている部分についても、特に3なんかは今あって返される基地をどうするかという問題に限定されるわけです。それでは、沖縄が戦後これだけ基地を抱えてきて、こんな苦しい思いをしてきた中での、要するにある意味での国の施策として、基地があった分もっと何か新たな制度があってしかるべきだろうと思うんですが、ある意味では担がされているだけで軍用地料と基地交付金みたいなもので、ごまかされているという感じになってしまっているんです。ですからこれをもう少し表のところで議論できる環境をつくっていかないと、沖縄の今の現状というのは私は大きくドラスチックに変わらないだろうと思っています。これは一括交付金の問題にしたって、いわゆる沖縄が予算の入りの部分で言うように、一括交付金と税制の財政的な措置で、財政の改正程度の話で事が済むわけです。だけれども、これだけで左右されるという話になると、のど元を絞められたら沖縄はすぐ枯渇してしまって、にっちもさっちもいかないという現状が出てくるわけです。ですから、こういったものをもっと違う形で、基地という現実にある存在を政府にしっかりと理解させて、リンク論と言ったらまだいろいろ問題が出てくるわけです、政党同士の間の中でも。現実には今あるものを、沖縄県民の過重な負担もあわせて、これが生活にどう生かされていき、これが産業構造をかさ上げしていくために、どう生かされていくかという、ここの根本的な議論がストーンと抜け落ちてしまっているものですから、3と4の部分について特に4については何の記述もないのですが、これはどういうことですか。項目を挙げているだけだよな、この過重な基地負担軽減に関する抜本的な取り組み。これは基本的には国がやる課題ですから、国が書くべきということなんではしょうか、どうなんですか。

○川上好久企画部長 これは抜け落ちたというよりは、これはまた別建てで細かく説明します。これは説明資料なので、説明しないといけないという意味合いで中身はあいております。これは沖縄政策協議会の中の基地負担軽減部会でまた議論をする話になりますので。

○翁長政俊委員 いずれにしても、基地の過重負担というのは当然私どもとしては、削減をしていかないといけないという県民的な合意があって、この県議会の中でも即時全面撤去という皆様方もおいでになるし、私たちのように日米安

全保障条約というものを容認しながら、一定の負担と一定の義務を果たしていきながら、それなりの政治をやっていくというものの考え方を持っている方々もいるんです。そういう中で、現実にある基地と沖縄におかれている基地というものをどうとらえていくか。ここは、沖縄側がもっときちんこの過重負担分をどう政治や行政に反映させていくかという理論は、私はやるべきだと思っているのだが、なかなか議論としてはやりにくい。こういった沖縄の10年を決める、大きな制度ができる段階では、こういったものの価値、こういったものの負担への国としての、かさ上げ分ですよ。こういったものが入ってきてもおかしくないと思っているんですが、これはどう考えますか。

○川上好久企画部長 過去から特殊事情の1つとして勘案されてきたと思うんですが、今日また基地問題を取り上げる中で、そのことは今回の沖縄政策協議会の中でも議論はされていくでしょうし、その中で議論を求めていけるものと思います。またそういう同じ時期に、次の沖縄振興のあり方について、そして沖縄の振興というのは何のためにやるかという話は、結局は住民の生活というものを向上させる。そして県民の生活は何かというと、こういう経済的な利益もそうですが、やはり基地負担だとかどういうものの軽減ということは絡んでいる話なので、そこはやはり一体として我々は整理をしていくべきものだろうと考えております。

○翁長政俊委員 これは政治的な話になるから、企画部長ではなかなかしゃべりにくいだろうけれども、基地負担と経済振興策という話になると、よくリンク論ということが出てきて、これをリンクさせてはいけないとかリンクさせるべきだとか議論があるけれども、川上企画部長はどう思いますか。沖縄に基地がこれだけある中で、当然沖縄で行われていく施策の中には、基地に対する一定のリンク論というのは私はあって差し支えないと思っているんですが、それはすべきではないという議論が県民の中にもかなりあることは承知しているんですが、どう感じますか。

○川上好久企画部長 政治的発言はできませんが、これまでの沖縄県振興審議会とか沖縄21世紀ビジョンの策定の中で議論が出てきたものの中では、基地は場所によっては経済的にプラス・マイナスどちらがあるんだという議論はやらないといけないのではないかという話がありました。そういう意味では、県も二、三年前に基地跡地についての若干のそういう試算もやって提示をして、今回の県議会でもいろいろと議論がありましたけれども、そういう意味では、

その負担というのは単に事件・事故とか環境だけの問題ではなくて、経済的なメリットというものの比較で議論をされる時期にもきているのかという感じは持っております。

○翁長政俊委員 国のあり方として、日米安全保障条約があって米軍の基地が沖縄にあるという現実がありますので、大もとはやはり国の議論に置くしかないだろうとは思いますが、現実には沖縄の基地から派生する負担や私どもに対する生活への大きな問題については、当然緩和されていかないといけないだろうし、そうすべきだと私も思っているんです。ただ、そういう中で基地があるという現状は変わらないことですから、いわゆる日米安全保障条約という問題の根本がある以上は、沖縄においては基地が置かれる最大の理由が地政学的とか抑止力という言葉が使われるんですが、特に地政学という意味においては、基地という問題においては沖縄が重要な地域だということが認識されているんです。これは何かというと、東アジア全体の中での特に軍事的なニュアンスなんでしょうな、軍事的なキーストーンと言われる沖縄が、では経済的な、経済活動の中ではこれがキーストーンになり得ないかということになると、私はこの議論を国が認めているというのであれば、経済的キーストーンとしての重要性みたいなものも付随して国が認めるべきだと思っているんです。認めるべきだと思っているんですが、ここになかなか国のプロジェクトとしての沖縄の生かし方みたいなものが国策として入ってこない。そして、今ここに書かれている一国二制度の問題についても国が本気になって、沖縄の思いは別としても、沖縄はこうしてほしいと思うけれども、では国がこれをとらまえてどういう形で国策として入れてくるのかということが、どうも連携プレイがうまくいっていないのか、これまでの4次にわたる振興計画の中でも、どうもこの部分は沖縄の思うように、沖縄が考えている思いと随分ずれがあって、いわゆる特別自由貿易地域やこういった一国二制度の金融特区等の問題についても、他の外国に比べてみると法の整備や税の軽減策や、そういったものがどうも中途半端でうまくいっていないということが現実になっているだろうと思うんです。ここをかき上げしていくための第5次の新法律であっていいと私は思っているんですが、この部分をクリアできる自信みたいなものはどうですか。

○川上好久企画部長 自信というほどのものはないのですが、県民、経済界、実際に仕事をされている方々の意見も踏まえながら、精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、新たな沖縄振興の必要性について質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

これより陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情2件については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情2件と、お手元に配付してあります付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 当 銘 勝 雄